

令和5年1月20日

高等裁判所事務局長 殿

地方裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局刑事局第二課長 近藤和久

最高裁判所事務総局民事局第二課長 小津亮太

「刑事損害賠償命令事件に関する書記官事務の手引」の改訂

について（事務連絡）

標記の手引については、平成20年10月に各庁に送付し、執務の参考にしていただいているところですが、今般、別添のとおり改めましたので、お知らせします。

今回の改訂は、「民事訴訟法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第48号）及び「民事訴訟規則等の一部を改正する規則」（同年最高裁判所規則第17号）のうち、令和5年2月20日及び同年3月1日施行分を反映させたものです。主な変更点は、①当事者に対する住所・氏名等の秘匿制度を創設する改正関係（当事者間秘匿法制関係）及び②裁判所と当事者双方との間で、音声の送受信により同時に通話をすることができる方法での和解期日における手続関係です。

つきましては、関係職員にその旨周知し、執務の参考にしてください。

## 目次

第1編 刑事損害賠償命令手続 ..... 1

<b>第8章 当事者に対する住所・氏名等の秘匿に関する事務</b>	54
<b>第1 はじめに</b>	54
<b>第2 秘匿決定の申立て</b>	54
1 受付事務	54
2 秘匿決定及び申立て却下決定	57
3 刑事損害賠償命令申立書の送達	59
<b>第3 事件記録の保管・編成</b>	60
1 事件記録の保管	60
2 事件記録の編成	60
<b>第4 期日間の事務</b>	61
1 主張書面、書証の写し及び証拠説明書の提出	61
2 秘匿事項記載部分の閲覧等制限の申立て	61
3 秘匿決定の取消決定	64
<b>第5 調書の作成及び宣誓書の取扱い</b>	65
1 調書の作成	65
2 宣誓書の取扱い	66
<b>第6 刑事損害賠償命令</b>	66
1 決定書の作成及び送達	66
2 異議の申立て又は民事訴訟手続への移行	67

<b>第7 刑事損害賠償命令事件の記録の閲覧等</b>	69
1 閲覧等制限決定の取消しの申立て・同決定	69
2 閲覧等許可決定	70
<b>第8 事件終局後の事務</b>	71
1 記録の引継ぎ・保存等	71
2 執行文の付与	72
<b>第2編 通常移行後の民事訴訟手続</b>	73
<b>第1章 通常の民事訴訟手続との比較</b>	73
<b>第2 当事者に対する住所・氏名等の秘匿に関する留意点</b>	74

■式例

（略）

<当事者に対する秘匿決定の申立て等がある場合>

- |               |                                 |
|---------------|---------------------------------|
| 例 7 - 3       | 手続説明書                           |
| 例 3 4 - 1     | 秘匿決定申立書（住所・氏名秘匿）                |
| 例 3 4 - 2     | 刑事損害賠償命令申立書（秘匿決定申立書と同時に提出される場合） |
| 例 3 4 - 3 - 1 | 秘匿事項届出書面                        |
| 例 3 4 - 3 - 2 | 閲覧等用秘匿事項届出書面                    |
| 例 3 4 - 4     | 秘匿決定                            |

- 例 3 4 - 5 秘匿事項記載部分の閲覧等制限の申立書
- 例 3 4 - 6 秘匿事項記載部分の閲覧等制限の申立書（調査嘱託等の場合の概括的申立て）
- 例 3 4 - 7 秘匿事項記載部分の閲覧等制限の申立訂正書（調査嘱託等回答到着後）
- 例 3 4 - 8 秘匿事項記載部分の閲覧等制限決定
- 例 3 4 - 9 秘匿決定取消申立書
- 例 3 4 - 1 0 秘匿決定の取消決定（全部取消）
- 例 3 4 - 1 1 秘匿事項記載部分の閲覧等制限決定の取消申立書
- 例 3 4 - 1 2 秘匿事項記載部分の閲覧等制限決定の取消決定
- 例 3 4 - 1 3 閲覧等制限部分の閲覧等の許可申立書
- 例 3 4 - 1 4 閲覧等制限部分の閲覧等の許可決定

## その他の（参考）

図3

(当事者に対する)秘匿事務フロー

## <略語例>

法	犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律
規則	犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する規則
民訴法	民事訴訟法
民訴規則	民事訴訟規則
民訴費用法	民事訴訟費用等に関する法律
刑訴法	刑事訴訟法
刑訴法施行法	刑事訴訟法施行法
刑訴規則	刑事訴訟規則
民保規則	民事保全規則
民執法	民事執行法
民執規則	民事執行規則
受付分配通達	平成4年8月21日付け最高裁総三第26号事務総長通達 「事件の受付及び分配に関する事務の取扱いについて」
民訴記録編成通達	平成9年7月16日付け最高裁総三第77号事務総長通達 「民事訴訟記録の編成について」
郵券通達	平成7年3月24日付け最高裁総三第18号事務総長通達 「予納郵便切手の取扱いに関する規程の運用について」
損賠調書等通達	平成20年10月22日付け最高裁総三第000990号総務局長、刑事局長通達 「刑事損害賠償命令事件の調書の様式、記録の編成等について」
刑事送付保存通達	平成4年9月4日付け最高裁総三第36号総務局長通達 「刑事事件記録等の事件終結後の送付及び保存に関する事務の取扱いについて」
閲覧等通達	平成9年8月20日付け最高裁総三第97号総務局長通達 「事件記録等の閲覧等に関する事務の取扱いについて」

## **刑事損害賠償命令事件に関する書記官事務の手引**

### **第1編 刑事損害賠償命令手続**

## 第8章 当事者に対する住所・氏名等の秘匿に関する事務

### 第1 はじめに

改正法により、刑事損害賠償命令事件においても、当事者に対する住所・氏名等を秘匿する制度が導入される（法40条（以下、本章に限り省略する。）、民訴法133条以下）<sup>\*146</sup>。

本章においては、刑事損害賠償命令事件において当事者に対する秘匿決定の申立て等があった場合の事務処理について、問題となり得る場面を中心に、これまで説明してきた第1章から第6章までの流れに準じて説明する。

### 第2 秘匿決定の申立て

申立て等をする者又はその法定代理人（以下「秘匿対象者」という。）は、住所等又は氏名等の全部又は一部が当事者に知られることによって、社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがある場合に、住所等又は氏名等の全部又は一部を秘匿する旨の裁判をするよう申し立てることができる（民訴法133条1項）。

秘匿対象者は、通常、秘匿決定の申立書（以下、第2では、単に「申立書」という。）<sup>\*147</sup>、秘匿事項届出書面（民訴法133条2項、規則34条（以下、本章に限り省略する。）、民訴規則52条の10）及び疎明資料<sup>\*148</sup>を提出することになる。

#### 1 受付事務（第1章第1の1参照）

##### (1) 申立書の受理

<sup>\*146</sup> 当事者に対する秘匿の流れについては、通常の民事訴訟手続をベースに作成されたものであるが、図3「秘匿事務フロー」（令和4年11月30日付け民事局第二課長事務連絡「民事訴訟法等の一部を改正する法律及び民事訴訟規則等の一部を改正する規則の施行に伴う当事者に対する住所・氏名等の秘匿制度における事務処理上の留意点について」より抜粋）参照

<sup>\*147</sup> 書面によって行う（規則34条、民訴規則52条の9第1号）。申立書の提出があったときは、その申立てについての裁判が確定するまでの間、当該申立てに係る秘匿対象者以外の者は、秘匿事項届出書面の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付請求が制限されることになる（民訴法133条3項）。

<sup>\*148</sup> 例えば、起訴状の写しや陳述書が考えられるが、書記官としては、不適切な疎明資料が添付されていないか等という観点から点検することが相当である（脚注166参照）。

## ア 立件

事件係等において申立書の余白に受付印を押印し、雑事件簿に登載する<sup>\*149</sup>。受付日付印の所定欄に事件の符号<sup>記号</sup>及び番号を記入し、その傍らに認印する。

### イ 収入印紙の添付等の旨の記載と収入印紙の消印

収入印紙が貼り付けられ、又は添付されている申立書を受け付けた場合には、その額を確認し、添付された収入印紙は、速やかに書類に貼り付けた上、申立書の第1ページの余白に貼付又は添付されている旨及びその額等を付記して認印する。収入印紙は、速やかに消印する。

### (2) 申立手数料

申立て1件当たり500円で算出する（法42条4項、民訴費用法3条1項、別表第1の17の項イイ）<sup>\*150</sup>。

### (3) 申立書【例34-1】の点検

申立書は、原則として刑事損害賠償命令申立書と同時に提出される（秘匿決定を先行して申し立てることは想定されていない。）<sup>\*151\*152</sup>。この際、

\*149 受付分配通達参照。

\*150 原則として申立書を基準に立件するが、1通の申立書で数名の秘匿対象者に関する秘匿決定の申立てがされた場合は、基本的には各別の審理が予定されるとして、秘匿対象者ごとの申立てを1件として立件することが考えられる（1件ごとに手数料を納める必要がある。）。

\*151 刑事損害賠償命令事件の性質上、同事件の申立人（以下、この脚注に限り、単に「申立人」という。）が秘匿を希望する可能性は、一般的の民事事件と比較して高いと考えられる。また、刑事手続における被害者等配慮は、検察官を通じて申し出るものが多く、したがって、当該被害者等が同手続中に自らこれを申し出る必要がないことも多いため、秘匿決定の申立て等を自らが行わなければならない刑事損害賠償命令事件において、適切な対応をとれないことも想定される。そのため、刑事損害賠償命令事件を受け付けた際は、書記官が手続案内として、申立人に対し、当事者に対する秘匿の制度の説明を行うことが相当であると考えられる。具体的には、刑事損害賠償命令申立書を受け付ける際、申立人に対し、住所等又は氏名等が相手方に知られることは差し支えないかを確認した上で、知られないことを希望する場合は、秘匿決定の申立て等の説明や秘匿情報に関する注意喚起（例えば、秘匿したい情報を書面に記載しないなど、秘匿事項等の管理は申立人自身で行う必要があることなど）をすることが相当である。特に、刑事被告事件で検察官が起訴状に被害者等の住所又は氏名を記載していないなどの配慮を行っている事件の被害者等からの申立ての場合には、とりわけ十分に説明する必要がある。

秘匿対象者は、刑事損害賠償命令申立書に、真の住所又は氏名の記載に代えて、想定される代替住所・代替氏名（以下、合わせて「代替事項」という。）<sup>\*153</sup>を記載しておく必要がある<sup>\*154</sup>。【例34-2】

また、秘匿対象者において、申立ての理由等に秘匿事項・推知事項<sup>\*155</sup>が記載されていないか確認し、例外的に秘匿事項等が記載されるような事案では、閲覧等制限の申立て（民訴法133条の2第2項）を同時にする必要がある。このように、申立書等に秘匿事項等が記載されていないかは、秘匿すべき情報の内容等を最もよく知る秘匿対象者の責任において確認・提出すべきである<sup>\*156\*157</sup>。

#### (4) 秘匿事項届出書面【例34-3-1】の点検

秘匿事項届出書面は、秘匿対象者ごとに1通ずつ作成される<sup>\*158</sup>。

\*152 住所等が記載された刑事損害賠償命令申立書（副本）が相手方に送達された後、申立書が提出された場合は、相手方が秘匿事項等を知り得る状態となっている以上、秘匿決定の要件を満たさないと考えられるため、秘匿決定の申立ての取下げを促し、又は却下決定することを検討することになる。ただし、例外的に転居後の住所は知られたくない場合や改姓したなどの事情がある場合等は、後から秘匿決定の申立てがされることも考えられる。

\*153 委任状については、①代替事項を記載する方法と②真の住所又は氏名を記載した上で閲覧等制限の申立て（民訴法133条の2第2項）を同時にする方法が考えられる。①の場合、委任状とともに、申立書及び秘匿事項届出書面が提出される必要がある。

\*154 代替事項を記載せず空欄のまま提出した場合、秘匿決定後、定められた代替事項を記載した補正書を提出することになる。このような事態を防ぐため、「代替住所A」、「代替氏名A」など「あらかじめ想定される代替事項を教示することも考えられる。

\*155 推知事項の例として、住所等については、病院、公的機関、勤務先、家族の通学・通園先、公的機関が発行する書類の官公署名、資料の透かし等にある校章や県章、近隣店舗（例えば、コンビニエンスストアから送信したファクシミリに店舗名が印字される。）が考えられる。氏名等については、旧姓、通称、親族の氏名、電話番号、メールアドレス、職業、金融機関の支店名及び口座番号（例えば、ネットバンキングで振込をすると、口座名義人の氏名が表示されることがある。）が考えられる。

\*156 何が推知事項に当たるかは一義的なものではない上、一旦秘匿決定等が認められた場合でも、その後の取消決定等によって相手方に閲覧等されてしまうリスクがあることを踏まえると、秘匿対象者において、秘匿事項が記載された書面を不必要に提出せず、提出する場合にはマスキング処理する必要がある旨を教示する必要がある。

\*157 受付事務担当者としては、秘匿事項等が記載されていないかの確認に当たっても、文書の内容まで見る必要はなく、申立人や文書の持参者に対して、口頭で確認することで足りると考えられる。

\*158 ファクシミリにより提出することはできない（民訴規則3条1項2号）。

秘匿事項届出書面については、①秘匿事項届出書面である旨、②秘匿対象者の住所等又は氏名等、③秘匿対象者の郵便番号及び電話番号（ファクシミリの番号を含む。）が記載されているか、④秘匿対象者の記名押印があるか<sup>\*159</sup>を確認する（民訴規則2条1項、52条の10）<sup>\*160</sup>。ただし、郵便番号及び電話番号等については、刑事損害賠償命令申立書に記載されている場合には、記載不要である。

なお、転居等により秘匿事項に変更があった場合、改めて秘匿決定の申立てをした上、訂正した秘匿事項届出書面を再度提出する必要がある<sup>\*161</sup>。

#### (5) 疎明資料の点検

疎明資料についても、秘匿事項・推知事項が記載されていないか、申立て人に確認する必要がある<sup>\*162</sup>。

### 2 秘匿決定及び申立て却下決定

#### (1) 秘匿決定【例34-4】

##### ア 代替事項の定め

裁判所は、秘匿対象者の住所又は氏名について秘匿決定をする場合は、当該秘匿決定において、代替事項を定めなければならない（民訴法133条5項前段）。

なお、代替事項の定めが、刑事損害賠償命令申立書に記載していたものと異なる場合<sup>\*163</sup>は、秘匿決定において定められた代替事項を記載するよう補正を促すことが考えられる<sup>\*164</sup>。

\*159 秘匿対象者の意思確認のため、代理人に委任した場合であっても、秘匿対象者の記名押印が必要である。なお、氏名等について秘匿決定があった場合であっても、秘匿事項届出書面の押印は省略できない（民訴規則52条の12第1項）。

\*160 これらの記載事項のほか、運用上、「刑事損害賠償命令申立書に記載した住所・氏名に代わる事項」を秘匿対象者に記載しておいてもらうのが相当である。

\*161 この場合、代替事項は、同じものを用いることも認められる。

\*162 秘匿対象者の責任において、秘匿事項等が記載された書面を不必要に提出せず、提出する場合にはマスキング処理をした上で提出する必要がある点は申立て書等と同様である。仮に疎明との関係でマスキング処理できない場合には、閲覧等制限の申立て（民訴法133条の2第2項）を同時にすること、申立ての際に教示することが考えられる。

## イ 閲覧等制限効

秘匿決定があった場合、秘匿事項届出書面の閲覧等ができる者は、秘匿対象者に限られる（民訴法133条の2第1項）。

なお、後記のとおり、秘匿対象者が、秘匿事項届出書面以外のものであって、秘匿事項・推知事項が記載又は記録された部分（以下「秘匿事項記載部分」という。）について秘匿を希望する場合には、別途、閲覧等ができる者を秘匿対象者に制限する旨の決定を求める申立てをする必要がある（民訴法133条の2第2項）。

## ウ 押印を必要とする書面の特例等

氏名等について秘匿決定があった場合には、秘匿事項届出書面を除き、秘匿対象者がする押印は不要である（民訴規則52条の12第1項）<sup>\*165</sup>。

また、住所等について秘匿決定があった場合には、秘匿事項届出書面を除き、郵便番号及び電話番号等の記載は不要である（同条2項）。

## エ 決定の告知等

秘匿決定（代替事項の定めも含む。）については、決定謄本を作成し、相手方（被告人）に対し、刑事損害賠償命令申立書副本とともに送達して告知する。相手方に即時抗告権はない（民訴法133条4項参照）ものの、秘匿決定があったことを刑事損害賠償命令申立書副本の送達の際

\*163 令和4年度民事事件担当裁判官等事務打合せにおいて、代替事項については、執行の便宜を考慮し、全国的に統一したルールによることが望ましいとされている。例えば、代替住所につき「代替住所A」、代替氏名につき「代替氏名A」とした上、同一事件について複数の当事者が秘匿を希望した場合は、順次「A」の代わりに「B」、「C」などを用いることが考えられる。また、秘匿対象者が住所等又は氏名等の一部だけについて秘匿を希望した場合や、秘匿決定について一部取消がされた場合であっても、代替事項の定めは「代替住所A」、「代替氏名A」とするが、債務名義等には、必要に応じて「代替住所A（秘匿事項届出書面に記載された住所 東京都（以下秘匿））」や「代替氏名A（秘匿事項届出書面に記載された氏名（氏秘匿）花子）」のような記載をすることが考えられる。

\*164 刑事損害賠償命令申立書に記載していたものと異なる代替事項が定められたにもかかわらず、補正書を任意に提出せず、かつ、補正命令にも応じない場合は、必要的記載事項（規則20条1項3号）を欠くとして、申立却下決定をすることも考えられる（法27条1項1号）。

\*165 秘匿対象者が証人等（尋問される当事者本人を含む。）として証言する場合、宣誓書への署名押印は求めないと考えられる（民訴規則112条4項参照）。

に通知した上、秘匿決定に不服がある者には、秘匿決定の取消しの申立て等（民訴法133条の4第1項）での対応を促すことが相当である。

#### (2) 秘匿決定の申立ての却下決定

申立ての却下決定に対しては、即時抗告をすることができる（民訴法133条4項）ため、申立人に対する告知は、決定謄本を送達する方法が相当である。

却下決定が確定した場合、刑事損害賠償命令申立書への代替事項の記載によるみなし規定（民訴法133条5項後段参照）の効果は発生しないため、住所等又は氏名等を記載するよう補正を促すことになる。また、全部却下決定の場合は、記録表紙余白の「秘匿情報あり」との朱書きを抹消し、秘匿事項届出書面を刑事損害賠償命令事件記録の本体記録（別冊部分を除いたもの。以下、単に「本体記録」という。）の申立書の直後につづり替える（後記第3参照）。

#### (3) 決定時期

秘匿決定の申立てがされた場合、刑事損害賠償命令申立書の記載事項の適否にも影響することが想定される（前記(2)参照）ため、刑事損害賠償命令申立書を遅滞なく相手方に送達する（法24条）ためにも早期に判断される必要がある<sup>\*166</sup>。

### 3 刑事損害賠償命令申立書の送達（第1章第2の2参照）

刑事損害賠償命令申立書の送達は、秘匿対象者から提出された副本によつてする（規則21条1項）ところ、仮に刑事損害賠償命令申立書に秘匿事項

\*166 申立書には秘匿決定の要件に該当する事由の記載があることが想定され、また、疎明資料も添付する必要があるところ、秘匿決定の申立てについて判断するに当たっては、刑事被告事件も担当する裁判所が、第1回公判期日の前に前記各内容に触れることもあり得る。もっとも、これは、飽くまで秘匿決定の申立てについて判断する目的のものであり、刑事被告事件の実体についての心証形成を目的とするものではなく、実際に裁判所が心証を形成することもないため、心証に不当な影響を与えるものではないと考えられる（ただし、書記官としては、あまりに不相当な記載がないか、不適切な疎明資料が添付されていないか等という観点から点検することが相当である。）。

が記載されていたとしても、秘匿事項が記載された副本を相手方に送達することになり、秘匿決定の効果が失われてしまう。そのため、受付後の点検の際にそのような記載があることに気付いた場合は、補正を促すのではなく、刑事損害賠償命令申立ての取下げ及び再申立てを促すのが相当である<sup>\*167</sup>。

### 第3 事件記録の保管・編成

#### 1 事件記録の保管

秘匿決定の申立てがあった場合は「秘匿情報あり」と、閲覧等制限の申立てがあった場合は「閲覧等制限あり」と、本体記録表紙余白にそれぞれ朱書きする<sup>\*168</sup>。

#### 2 事件記録の編成（第1章第1の2参照）

秘匿決定の申立て等に関する書類の編成は、以下のとおりである<sup>\*169</sup>。

- ① 秘匿決定の申立て等に関する書類<sup>\*170</sup>は、第3分類に一体としてつづる。
- ② 秘匿決定の申立て等に関する書類のうち、秘匿事項届出書面及び閲覧等制限の申立ての対象書類（民訴法133条の2第2項、民訴規則52条の11参照）は、別冊で管理する<sup>\*171</sup>。
- ③ 申立人から提出される秘匿事項記載部分を除いた書面（民訴規則52条の11第3項、4項及び6項並びに52条の13第1項参照）は、閲覧等許可決定に伴って提出されるものは別冊で管理し、その他は本体記録の各分類に編てつくる。

※ 第三者に対する閲覧等制限についても、閲覧等制限の申立ての対象書類（民訴法92条1項、民訴規則34条参照）は、別冊で管理する。

\*167 秘匿決定があった場合に刑事損害賠償命令申立書の副本に添付する手続の説明書として、【例7-3】参照

\*168 平成7年3月24日付け最高裁総三第14号総務局長通達「事件記録の保管及び送付に関する事務の取扱いについて」記第1の2(2)参照

\*169 民訴記録編成通達（損賠調書等通達記第2により準用）参照

\*170 申立書自体に秘匿事項等が記載されていないことを前提とする。記載されていて、閲覧等制限の申立てがされた場合は、後記②のとおり別冊管理となる。

\*171 別冊の編成については、各庁の運用で定めることも差し支えない。

#### 第4 期日間の事務（第2章第3参照）

##### 1 主張書面、書証の写し及び証拠説明書の提出

主張書面、書証の写し及び証拠説明書を提出する当たり、秘匿事項を記載する必要がある場合、秘匿決定において定められた代替事項を記載することにより、秘匿対象者の住所又は氏名を記載したものとみなされる（民訴法133条5項後段）。

##### 2 秘匿事項記載部分の閲覧等制限の申立て

(1) 主張書面等に秘匿事項・推知事項が記載又は記録されている場合、申立て【例34-5】により<sup>\*172\*173</sup>、決定で、秘匿事項記載部分につき、閲覧等の請求をすることができる者を秘匿決定に係る秘匿対象者に限ることができる（民訴法133条の2第2項）<sup>\*174</sup>。

##### (2) 受付事務

###### ア 立件

秘匿決定の申立てと同様に、雑事件簿（事件の符号化）に登載する。

###### イ 申立手数料

申立て1件当たり500円で算出する（法42条4項、民訴費用法3条1項、別表第1の17の項イ(イ)）。

###### ウ 閲覧等制限の申立書の点検

\*172 書面によって行う（民訴規則52条の9第2号）。

\*173 改正法は、送達をすべき場所等についての調査嘱託をした場合、当該調査結果の報告が記載された書面につき、閲覧されることにより、「社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあることが明らかであると認めるとき」は、職権で、当該書面及びこれに基づいてされた送達に関する書面の閲覧等制限決定をすることができる旨を規定している（民訴法133条の3）。この職権による閲覧等制限は、刑事損害賠償命令事件にも準用されるものの、同事件において相手方（被告人）の送達をすべき場所等について調査嘱託をした場合、それを申立人が知ることで、「社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあることが明らかであると認めるとき」に該当する場合は想定しがたく、適用される場面はほとんどないと考えられる。

\*174 令和4年度民事事件担当裁判官等事務打合せでは、推知事項に当たるか明らかでない場合の取扱いとして、①最低限の疎明がされていれば、一旦申立てを認容した上で、相手方の取消しの申立てに委ねるという見解や②判断を留保した上で、その後の審理状況等も踏まえた上で判断するとの見解が示された。なお、推知事項であることについて疎明を要する場合には、疎明資料を提出させることも考えられる。

(ア) 閲覧等制限の申立ては、秘匿事項記載部分を特定してしなければならない。また、秘匿対象者自らが提出する文書等については、当該文書等を提出する際に閲覧等制限の申立てをしなければならない<sup>\*175</sup>。さらに、閲覧等制限の申立てをするときは、当該申立てに係る文書等から秘匿事項記載部分を除いたものをも作成し、裁判所に提出しなければならない（民訴規則52条の11第1項ないし第3項）。この書面は、本体記録につづる。

(イ) 閲覧等制限の申立てがあったときは、当該申立てについての裁判が確定するまで、秘匿決定に係る秘匿対象者以外の者は、秘匿事項記載部分の閲覧等が制限される（民訴法133条の2第3項）。

### (3) 嘱託関係における閲覧等制限

秘匿事項記載部分がある書面等が提出される可能性のある調査嘱託や文書送付嘱託の申立てがあった場合で、かつ、同申立てを採用する場合には、秘匿事項記載部分が秘匿対象者以外の者に閲覧等されないよう留意する必要がある。

秘匿対象者は、自ら調査嘱託を申し立てる場合のみならず、相手方が調査嘱託を申し立てる場合であっても、申立て、意見聴取、嘱託決定の過程で、秘匿事項記載部分がある書面が提出される可能性があると考えた場合には、嘱託回答書の到着前に、閲覧等制限の申立てをしておく必要がある（申立てにより、暫定的に閲覧等制限の効果が生じる（民訴法133条の2第3項））。

\*175 もっとも、秘匿対象者自らが提出する文書等について閲覧等制限の申立てをする場合は基本的には想定されない。攻撃防御に必要なない内容であれば、当該部分を除いて提出すれば足り、他方で、攻撃防御に必要な内容であれば、相手方の閲覧等が許可され得る（民事訴訟法133条の4第2項）からである。

もっとも、秘匿対象者は、どのような回答がされるかをあらかじめ知り得ない以上、差し当たり概括的な特定による申立て<sup>\*176</sup>【例34-6】を許容した上で、回答が到着した後、改めて秘匿事項記載部分を特定した訂正書【例34-7】を提出してもらい、同部分を除いた閲覧用の書面を作成及び提出してもらうことが考えられる。

#### (4) 決定

##### ア 認容決定【例34-8】

認容決定は、秘匿事項記載部分を特定してしなければならず（民訴規則52条の11第4項）、決定謄本を交付するなど申立人及び相手方に告知する必要がある。一部認容決定の場合には、申立てをした者に対し、当該申立てに係る文書等から認容された秘匿事項記載部分を除いたものを作成し、裁判所に提出するよう促すことになる（同条5項）<sup>\*177</sup>。提出された書面は、本体記録につづる。

認容決定に対しては、即時抗告をすることができない（民訴法133条の2第4項参照）ため、この決定に不服がある者に対しては、閲覧等制限決定の取消しの申立て（民訴法133条の4）等での対応を説明することになる。

##### イ 却下決定

閲覧等制限の申立てを却下する裁判に対しては、即時抗告をすることができる（民訴法133条の2第4項）ため、申立人に対する告知は、決定謄本を送達する方法が相当である<sup>\*178</sup>。

\*176 例えば、「調査結果の報告が記載された書面」を対象とした申立てをすることなどが考えられる。

\*177 秘匿決定等の取消決定（民訴法133条の4第1項）又は閲覧等の許可決定（同条2項）が確定した場合については、遅滞なく、申立てに係る文書等から、秘匿事項記載部分のうち取消決定に係る部分以外の部分を除いたものを作成し、裁判所に提出しなければならない（民訴規則52条の11第6項）。

\*178 申立人に代理人がない場合、申立人には裁判所に出頭してもらい、書記官による交付送達を行うことが考えられる（後記第6の1参照）。

なお、全部却下決定が確定した場合、閲覧等制限の申立ての対象書類は、本体記録の秘匿決定の申立ての直後につづり替える（前記第3参照）。

### 3 秘匿決定の取消決定【例34-9、34-10】

(1) 秘匿対象者以外の者は、要件を欠くことを理由として<sup>\*179</sup>、秘匿決定の取消しの申立てをすることができる（民訴法133条の4第1項）。同申立てについても、雑事件として立件（事件の符号化）し、申立て手数料は、申立て1件当たり500円である（法42条4項、民訴費用法3条1項、別表第1の17の項イイ）。

裁判所は、取消しの裁判をするときは、秘匿対象者の意見を聽かなければならず（民訴法133条の4第4項1号）、取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる（同条5項）ため、即時抗告権がある者に対する告知は、決定謄本を送達する方法が相当である<sup>\*180</sup>。

#### (2) 効力等

##### ア 取消決定の効力

取消決定が確定した場合、同決定以降提出される書面等については、代替事項の記載によることができない（民訴法133条5項後段参照）<sup>\*181</sup>。ただし、住所又は氏名の一部について取消決定がされた場合であっても、代替事項について改めて定める必要はない<sup>\*182</sup>。

\*179 要件を欠く例として、相手方が、秘匿事項について既に了知しており、その根拠となる疎明資料を提出した場合が挙げられる。

\*180 秘匿決定の一部取消決定に対しては、秘匿対象者及び秘匿決定の取消しの申立て双方に即時抗告権があるため、決定謄本を送達して告知する際も、取消しの対象となった秘匿事項を告知しないように留意する必要がある。例えば、一部取消決定の主文として、「…秘匿決定のうち、（代替氏名）の住所を秘匿する部分及び同住所に代わる事項を定めた部分については、これを取り消す。」等とすることが考えられる。

\*181 代替事項が記載された提出済みの刑事損害賠償命令申立て等について、真の住所又は氏名を記載したもの改めて提出してもう必要はない。

\*182 債務名義の作成時においては、執行の便宜上、一部取消しに係る部分を明らかにしておくことも考えられる（脚注163参照）。

なお、取消決定により直ちに秘匿事項記載部分の閲覧等制限決定（民訴法133条の2第2項）の効力が失われるものではないため、秘匿事項記載部分の閲覧等を希望する者は、別途、閲覧等制限決定の取消決定（民訴法133条の4第1項、後記第7の1参照）を得なければならぬ。

おって、秘匿事項の全部について取消決定が確定した場合、秘匿事項届出書面は閲覧等が可能となるため、本体記録の秘匿決定の申立書の直後につづり替える（前記第3参照）。

#### イ 秘匿決定の一部について取消決定が確定した場合

秘匿対象者は、既に提出した秘匿事項届出書面から当該取消決定に係る部分以外の部分（秘匿事項記載部分に限る。）を除いたもの（以下「閲覧等用秘匿事項届出書面」という。【例34-3-2】）を作成し、裁判所に提出しなければならない（民訴規則52条の13第1項）。提出された閲覧等用秘匿事項届出書面は、本体記録の秘匿決定の申立書の直後につづる。

なお、閲覧等用秘匿事項届出書面が提出された場合、秘匿事項届出書面の閲覧等は、閲覧等用秘匿事項届出書面によってさせることができる（民訴規則52条の13第2項）。

### 第5 調書の作成及び宣誓書の取扱い（第2章第4参照）

#### 1 調書の作成

秘匿決定のあった事件の調書を作成するに当たっても、秘匿事項を記載する必要がある場合、秘匿決定において定められた代替事項を記載することにより、秘匿対象者の住所又は氏名を記載したものとみなされる（民訴法133条5項後段）ため、これに従って作成することとなる。

なお、刑事被告事件の訴訟記録中の書証を取り調べた場合には、当該書証に係る証拠等関係カードの写しを第2分類の証拠説明書群につづり込むこと

になる（損賠調書等通達記第2の1）ところ、当該カードに記載された秘匿事項等が不必要に伝わることを防止するため、該当部分をマスキングした上でつづり込むことが相当である（前記第2章第4の2(2)ウ(ア)④参照）<sup>\*183</sup>。

もっとも、記録につづり込まれる書類について、特に推知事項に該当するかの判断は、裁判所では困難であると考えられる。また、閲覧等を制限する必要があるかは、申立人において判断されるべきものである。そのため、秘匿対象者に対して、証拠等関係カードの写しがつづり込まれることの案内や、必要に応じて、調査嘱託等と同様に、秘匿事項記載部分の閲覧等制限の申立てをするよう説明することが相当である。この場合、第1回の期日（刑事被告事件の訴訟記録中の書証を取り調べる期日）の前に、概括的な特定による申立てをさせることが考えられる（前記第4の2(3)参照）。

## 2 宣誓書の取扱い

証人等（尋問される当事者本人を含む。以下同じ。）には、宣誓書に署名押印をさせなければならないところ、裁判長が相当と認めるとき<sup>\*184</sup>は、証人等に宣誓書に署名押印させることに代えて、宣誓の趣旨を理解した旨の記載をさせることができる（民訴法201条、207条1項、民訴規則112条4項、127条）<sup>\*185</sup>。

## 第6 刑事損害賠償命令

### 1 決定書の作成及び送達（第3章第1参照）

決定書は、正本を作成して当事者に送達しなければならない（法32条3項前段、規則27条）。秘匿決定のあった事件の決定書について、秘匿事項を記載する必要がある場合は、秘匿決定において定められた代替事項が記載

\*183 刑事損害賠償命令事件が申し立てられている刑事被告事件においては、調書作成時、証拠等関係カードに不必要的被害者等に関する情報を記載しないことも有用である。

\*184 証人の氏名が秘匿対象者の氏名等の推知事項に当たる場合は、「相当と認めるとき」に該当するものと考えられる。

\*185 規定上は通訳人についても準用される（民訴法154条2項（改正後同条3項）、民訴規則134条）が、通訳人が秘匿対象者との関係で推知事項に当たること等は想定しがたい。

されているか（民訴法133条5項後段）、閲覧等を制限している推知事項が記載されていないかを確認する必要がある。

なお、決定書に代わる調書（法32条4項）についても同様である。

また、申立人である秘匿対象者に代理人がいない場合は、申立人への送達を郵便で実施すると、郵便送達報告書に住所・氏名等が記載されることとなるので、同送達報告書について閲覧等を制限するため、閲覧等制限の申立てが必要となる。これを避けるため、申立人には裁判所に出頭してもらい、書記官による交付送達を行うことも考えられる。

## 2 異議の申立て（第3章第2参照）又は民事訴訟手続への移行（第4章第1参照）

刑事損害賠償命令の申立てについての裁判に対し適法な異議の申立てがあった場合<sup>\*186</sup>、訴えの提起があったものとみなされ（法34条1項）、書記官は、民事裁判所の書記官に対し、刑事損害賠償命令事件の記録を送付することになる（法35条2項）。この点は、刑事損害賠償命令事件を終了させる決定を行った場合も同様である（法38条4項）。これらの場合に、当事者に対する秘匿の制度に関して、記録の整理及び秘匿対象者に対する説明について留意すべき事項は、以下のとおりである。

(1) 秘匿事項届出書面や刑事損害賠償命令事件において当事者が提出した主張書面や書証の写し等に秘匿事項記載部分がある場合、これらの書面等を記録の一部として民事裁判所に送付した後は、当然に閲覧等が制限されることにはならない<sup>\*187</sup>。

\*186 異議申立書の作成に当たっても、代替事項の記載によるみなし規定（民訴法133条5項後段）が適用される。

\*187 刑事損害賠償命令事件において秘匿決定がある場合や秘匿事項記載部分の閲覧等制限が認容されている場合でも、通常の民事訴訟手続と刑事損害賠償命令手続とは別個の手続であり、刑事損害賠償命令手続における秘匿決定等の効力が当然に移行後の民事訴訟手続に引き継がれるものではないため、移行後に新たな申立てが必要になると考えられる。なお、これは、送付対象となった刑事関係記録中に、秘匿事項記載部分が残っている場合も同様である。

そこで、記録送付前に、刑事裁判所において、民事訴訟手続移行時の手続案内として、①刑事損害賠償命令事件において閲覧等を制限していた書類（秘匿事項届出書面を含む。）について、民事訴訟手続移行後は当事者の閲覧等が可能であること、②閲覧等制限の申立てをするためには、その前提として秘匿決定の申立てをしておく必要があるので、記録送付後、秘匿決定の申立てや閲覧等制限の申立てを要することを説明することが相当である<sup>\*188</sup>。

その上で、刑事被告事件において被害者等特定事項の秘匿決定（刑訴法290条の2参照）がされている事件等の取扱い（脚注84参照）と同様に、記録送付書に説明した内容について記載するなどの配慮が必要となる。

なお、この場合、刑事損害賠償命令において閲覧等が制限されるために別冊で管理していた書類については、民事裁判所における管理の便宜から、別冊のまま民事裁判所へ送付して差し支えない。

(2) 送付記録を作成する際、刑事関係記録のうち、送付することが相当でないと認めるものを特定する（法35条1項）こととなるが、秘匿決定のあった事件については、検察官の意見も踏まえ、刑事関係記録中の秘匿事項記載部分を「送付することが相当でないと認めるもの」と特定し、送付対象記録から除く取扱いも考えられる。

もっとも、送付対象記録に推知事項が含まれているかについて、書記官では判別できない可能性もある。そのため、この場合も、記録送付前に、刑事裁判所において、民事訴訟手続移行時の手続案内として、①裁判所が特定したもの除去した刑事関係記録（写し）が記録につづり込まれた上で送付され、その記録について当事者の閲覧等が可能であること、そのため、

\*188 民事訴訟手続移行後、民事裁判所において教示することも考えられるが、秘匿決定の申立て等までの間に空白の期間が生じ、その間、相手方による閲覧等が法律上可能となることから、記録送付前に刑事裁判所において手続教示し、記録送付後直ちに秘匿対象者による申立てができるようにしておくことが望ましいと考えられる。

②記録送付後、必要に応じて刑事関係記録部分の謄写をした上で、前記(1)に加えて、刑事関係記録の必要な部分についての閲覧等制限の申立ての要否も検討すべきことを説明することが相当である。

その上で、記録送付の際は、記録送付書に説明した内容について記載するなどの方法により注意喚起を行うことが相当である。

## 第7 刑事損害賠償命令事件の記録の閲覧等（第5章参照）

### 1 閲覧等制限決定の取消しの申立て・同決定【例34-11、34-12】

(1) 秘匿対象者以外の者は、要件を欠くことを理由として、閲覧等制限決定の取消しの申立てをすることができる（民訴法133条の4第1項）。同申立てについても、雑事件として立件（事件の符号化）し、申立手数料は、申立て1件当たり500円である（法42条4項、民訴費用法3条1項、別表第1の17の項イイ）。

裁判所は、取消しの裁判をするときは、秘匿対象者の意見を聴かなければならず（民訴法133条の4第4項1号）、取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる（同条5項）ため、即時抗告権がある者に対する告知は、決定謄本を送達する方法が相当である<sup>\*189</sup>。

#### (2) 効力等

##### ア 書面の全体について取消決定が確定した場合

当該書面について、別冊から本体記録の所定の位置につづり直す必要がある。この場合、閲覧等制限申立時や同決定時に提出され、元の書面

\*189 秘匿対象者に代理人がない場合、秘匿対象者には裁判所に出頭してもらい、書記官による交付送達を行うことが考えられる（前記第6の1参照）。なお、閲覧等制限の一部取消決定に対しては、秘匿対象者及び閲覧等制限決定の取消しの申立人双方に即時抗告権があるため、決定謄本を送達して告知する際も、取消しの対象となった秘匿事項等を告知しないように留意する必要がある点は、秘匿決定の一部取消決定の場合と同様である（脚注180参照）。例えば、一部取消決定の主文として、「…閲覧等制限決定のうち、別紙閲覧等制限部分目録記載の部分についてはこれを取り消す。」とした上で、別紙閲覧等制限部分目録に、「A第〇号証（診断書）の病院名記載部分」、「…の〇頁〇行目の「また、」の次から同頁〇行目の「しかし、」の前まで」などと記載すること等が考えられる（【例34-14】参照）。

等の性質に応じて記録の所定の位置につづられている「秘匿事項記載部分を除いた対象書面等の写し」は、必要に応じて、第3分類の秘匿決定の申立て等の関連書類としてつづり直すことも考えられる。

#### イ 書面の一部について取消決定が確定した場合

秘匿対象者は、当該書面の秘匿事項記載部分のうち取消決定に係る部分以外の部分（閲覧等が引き続き制限される部分）をマスキングした書面を作成し、裁判所に提出しなければならない（民訴規則52条の11第6項）。この提出された書面は、本体記録につづる。

### 2 閲覧等許可決定【例34-13、34-14】

(1) 秘匿事項届出書面や閲覧等が制限される部分について、「自己の攻撃又は防御に実質的な不利益を生ずるおそれ」<sup>\*190</sup>がある秘匿決定等に係る者以外の当事者は、裁判所の許可を得て、同部分の閲覧等請求をすることができる（民訴法133条の4第2項）。同申立てについても、雑事件として立件（事件の符号化）し、申立手数料は、申立て1件当たり500円である（法42条4項、民訴費用法3条1項、別表第1の17の項イイ）。

裁判所は、許可の裁判をするときは、秘匿対象者等の意見を聴かなければならず（民訴法133条の4第4項）、許可の裁判に対しては、即時抗告をすることができる（同条5項）ため、即時抗告権のある者に対する告知は、決定謄本を送達する方法が相当である<sup>\*191</sup>。

#### (2) 効力等

##### ア 許可決定後の手続等

\*190 例えば、住所等秘匿の場合は、通院交通費の支出の要否が争点となっており、通院先の医療機関名が必要となる場合が考えられる。氏名等秘匿の場合は、犯罪被害者が複数存在するような事案で、申立人が当該犯罪被害者であるか人物の同一性等が争点となっている場合が考え得る。ただし、いずれにおいても個別具体的な事案に応じて判断することとなる。

\*191 秘匿対象者に代理人がない場合、秘匿対象者には裁判所に出頭してもらい、書記官による交付送達を行うことが考えられる（前記第6の1参照）。

裁判所は、申立ての原因となる事実につき疎明があったときは、これを許可しなければならない（民訴法133条の4第3項）。許可を得た者は、改めて閲覧等請求の手続を執ることとなる（法39条1項）。

また、許可により得られた情報については、許可を得た者以外の者との関係ではなお閲覧等が制限されているため、許可を得た者は、正当な理由なく、同情報を訴訟追行の目的以外の目的のために利用、開示してはならない（民訴法133条の4第7項）<sup>\*192</sup>。

#### イ 閲覧等制限決定の取消決定との違い

閲覧等許可決定は、閲覧等制限決定の取消決定と異なり、許可を受けた者以外の者に対する閲覧等制限の効力は維持されるため、誤って閲覧等をさせないよう注意する必要がある。また、この違いに基づき、記録の取扱いについても、以下のとおり留意する必要がある。

##### (ア) 書面の全体について許可決定が確定した場合

当該書面について、別冊からつづり直さない（別冊管理維持）。

##### (イ) 書面の一部について許可決定が確定した場合

秘匿対象者は、閲覧等用秘匿事項届出書面を作成し、裁判所に提出しなければならない点は、秘匿決定の一部について取消決定が確定した場合と同様である（民訴規則52条の13第1項）が、この提出された書面は、別冊につづることとなる。

## 第8 事件終局後の事務（第6章参照）

### 1 記録の引継ぎ・保存等

- (1) 債務名義等に代替事項が記載されている場合には、秘匿決定のあった事件に係る債務名義等の附属書類（当該事件書類の内容を明らかにするため

\*192 相手方が複数のような場合は、閲覧等が制限されている他の相手方との関係から、秘匿対象者に対し、引き続き不必要的情報を記載しないよう教示することが望ましい。

の書類)として、秘匿事項届出書面のほか、秘匿決定書原本についても、債務名義等と共に保存する<sup>\*193</sup>。

(2) 秘匿決定があった事件には、刑事事件書類編冊目録の「備考」欄に「秘匿決定あり」と記載する。

## 2 執行文の付与

秘匿決定及び代替事項の定めの効力が引き続き及ぶ(民訴法133条5項後段)ため、執行文付与の申立てに当たっても、代替事項を記載すれば、住所又は氏名を記載したものとみなされる。

---

\*193 刑事送付保存通達第2の2(3)及び令和5年1月18日付け総務局第三課長事務連絡「事件の受付及び分配に関する事務の取扱いについて」等の改正に関する補足説明の送付について」参照

## **第2編 通常移行後の民事訴訟手続**

### **第1章 通常の民事訴訟手続との比較**

## 第2 当事者に対する住所・氏名等の秘匿に関する留意点

1 改正法により、通常移行後の民事訴訟手続においても当事者間で住所・氏名等を秘匿する制度が導入されている（前記第1編第8章参照）。

もっとも、秘匿決定がされている刑事損害賠償命令事件が通常移行した場合、当該秘匿決定の効力は、移行後の民事訴訟手続に当然には及ばないため、移行後に閲覧等制限を申し立てるためには、改めて秘匿決定の申立て（民訴法133条1項）をしなければならない。

なお、通常移行後も代替事項の定めの効力は及ぶ（民訴法133条5項後段）<sup>\*194</sup>。

2 刑事損害賠償命令事件において秘匿決定の申立てや秘匿事項記載部分の閲覧等制限の申立て（民訴法133条の2第2項）があった場合、閲覧等が制限されていた書類（秘匿事項届出書面を含む。）については別冊として記録が送付されることとなる。

この別冊中の書類に関し、通常移行後の手続案内として、秘匿対象者に対し、①民事訴訟手続においては当事者の閲覧等が可能であること、刑事損害賠償命令事件において閲覧等を制限していた書類（秘匿事項届出書面を含む。）について、民事訴訟手続移行後は当事者の閲覧等が可能であること（後記第3章参照）、②閲覧等制限の申立てにより当事者の閲覧等を制限できるが、同申立てをするためには、その前提として秘匿決定の申立てをしておく必要があるため、改めて秘匿決定の申立てや閲覧等制限の申立てを要することを速やかに説明することが相当である。

なお、送付された別冊については、前記のとおり当事者の閲覧等が可能な記録となるが、秘匿対象者による速やかな閲覧等制限申立てが予想されることから、引き続き別冊で管理しておいて差し支えない。

3 刑事関係記録は、送付することが相当でないと認めるものを除いて送付される（法35条1項）ところ、同記録は、記録送付後、特例による書証の申出（法36条）をするための前提として、当事者は当然に閲覧等が可能と解される（後記第3章参照）。この点、刑事損害賠償命令事件において秘匿決定の申立てがあった場合、刑事裁判所において、刑事関係記録中の秘匿事項

\*194 代替事項の効力は継続しているが、刑事損害賠償命令事件で提出した秘匿事項届出書面や閲覧等制限決定がされた書面については、通常移行後、閲覧等が制限されなくなるため、秘匿対象者（原告）が閲覧等制限を希望する場合は、改めて秘匿決定の申立てが必要である。また、秘匿対象者が自ら提出する文書等については意識的に秘匿事項等を除くことが可能であるが、送付記録や調査嘱託等により第三者から提出される文書等について、秘匿事項等の閲覧等を制限するなどする根拠がないため、やはり秘匿決定の申立てが必要であろう。

記載部分を「送付することが相当でないと認めるもの」と特定し、送付対象記録から除く取扱いをしていることも考えられるが、特に推知事項が含まれているかについては、書記官において判別できないことから、刑事関係記録中に含まれたままとなっている可能性もある。

そのため、この場合も、通常移行後の手続案内として、秘匿対象者に対し、①裁判所が特定したものを除いた刑事関係記録（写し）が記録につづり込まれた上で送付され、その記録について当事者の閲覧等が可能であること、②必要に応じて刑事関係記録部分の謄写をした上で、閲覧等制限の申立ての要否も検討すべきことを説明することが相当である。

4 前記(2)及び(3)の記録について、秘匿対象者からの秘匿決定の申立て等の前に他の当事者から閲覧等の申請があった場合は、秘匿対象者からの秘匿決定の申立て等の有無を見極めることが相当であるため、裁判官と相談の上、判断の留保等も含め慎重に取り扱うことが必要である。

5 その他の通常移行後の民事訴訟手続における当事者に対する秘匿の制度については、令和4年1月30日付け民事局第二課長事務連絡「民事訴訟法等の一部を改正する法律及び民事訴訟規則等の一部を改正する規則の施行に伴う当事者に対する住所・氏名等の秘匿制度における事務処理上の留意点について」を参照されたい。

## 御案内

- 1 あなたに対する〇〇被告事件（令和〇〇年<sup>わ</sup>第〇〇〇〇号）に関して、令和〇〇年〇〇月〇〇日、損害賠償命令の申立てがありました（令和〇〇年（損）第〇〇〇号）。
- 2 これは、犯罪被害者等による損害賠償請求についての審理を刑事被告事件を担当している裁判所において簡易迅速に行うものです。
- 3 この手続は、刑事被告事件について有罪判決の宣告があった場合に、原則として、判決宣告後直ちに審理のための期日が開かれますが、それまでは開始されません。
- 4 刑事損害賠償命令事件の審理が開始された場合には、その最初の審理期日に刑事被告事件の訴訟記録の取調べをするほか、刑事損害賠償命令申立書に記載された請求の趣旨や事実に対するあなたの言い分などについて、裁判所が聴くことになります。
- 5 本件では、申立人の住所及び氏名につき秘匿決定がされているため、当該事項の代替事項として、「代替住所〇」、「代替氏名〇」が使用されます。
- 6 なお、刑事被告事件において、あなたに付いている弁護人は、当然に刑事損害賠償命令事件の代理人となるわけではありません\*1。

(照会先)

〒123-4567 〇〇県〇〇市〇〇 1-2-3

〇〇地方裁判所第〇刑事部〇係

裁判所書記官 ○ ○ ○ ○

TEL 00-0000-0000 (内線000)

---

\*1 被告人に国選弁護人が選任されていない場合、第6項は削除する。

【例34-1】

基本事件：令和〇〇年（損）第〇〇〇号 刑事損害賠償命令申立事件<sup>\*1</sup>

申立人（被害者） 代替氏名A

相手方（被告人） 霞が関 太郎

収入  
印紙  
500円

秘匿決定申立書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地方裁判所第〇刑事部 御中

申立人（被害者） 代替氏名A

上記当事者間の頭書事件につき、申立人は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律40条、民事訴訟法133条1項に基づき、秘匿決定の申立てをする。

申立ての趣旨

上記当事者間の頭書事件について、申立人の住所及び氏名を秘匿するとの決定を求める。

申立ての理由

申立人の住所等及び氏名等について、【具体的な理由を記載。ただし、秘匿事項が表れないよう注意】相手方に実際の居住地や氏名を知られると社会生活を営

\*1 刑事損害賠償命令申立書と同時に提出する場合、事件番号の記入は不要である。

むのに著しい支障を生ずるおそれがある。

よって、申立人は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律40条、民事訴訟法133条1項に基づき、申立ての趣旨記載のとおり、秘匿の決定をされたく、本申立てをする。

#### 疎明資料

- 1 診断書（抄）\*2 1通
- 2 支援措置決定通知 1通
- 3 写真 ○通
- 4 陳述書 1通

---

\*2 病院名が住所の推知事項になる事案では、マスキングした診断書を提出することを想定している。

【例34-2】

收入  
印紙  
(2000円)

刑事損害賠償命令申立書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地方裁判所第〇刑事部 御中

申立人代理人弁護士 ○ ○ ○ ○ 印

代替住所A

(訴え提起の擬制の管轄地)

申立人（被害者） 代替氏名A

〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都××区△△丁目〇〇番〇号□□ビル〇階

〇〇法律事務所（送達場所）

同申立人代理人弁護士 ○ ○ ○ ○

電話 03-0000-0000

FAX 03-9999-9999

〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都△△区△△丁目〇〇番〇号

相手方（被告人） ○ ○ ○ ○

刑事被告事件の表示 令和〇〇年（わ）第〇〇〇〇号 傷害被告事件

第1 請求の趣旨

- 1 相手方は、申立人に対し、〇〇万円及びこれに対する令和〇〇年〇〇月〇〇日から支払済みまで年〇分の割合による金員を支払え。
- 2 手続費用は相手方の負担とする。  
との決定並びに仮執行の宣言を求める。

第2 刑事被告事件に係る訴因として特定された事実その他請求を特定するに足りる事実

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け起訴状記載のとおり

第3 損害額の内訳

- |                     |      |
|---------------------|------|
| 1 治療費               | 〇〇万円 |
| 2 休業損害（1日〇〇〇〇円×〇〇日） | 〇〇万円 |
| 3 慰謝料               | 〇〇万円 |

添付書類等

- 1 申立書副本 1通
- 2 委任状 1通
- 3 ちょう用印紙 2000円
- 4 郵便切手 〇〇〇〇円

【例 3-4-3-1】

基本事件：令和〇〇年（損）第〇〇〇号<sup>\*1</sup>

申立人（被害者） 代替氏名 A

相手方（被告人） 霞が関 太郎

秘匿事項届出書面

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地方裁判所第〇刑事部 御中

申立人（被害者）代理人弁護士 ○ ○ ○ ○ 印

申立人につき、次のとおり秘匿事項等を届け出ます。

郵便番号 〒102-8651

住 所 東京都千代田区隼町4番2号

氏 名 九段下 花子 印

電話番号 090-〇〇〇〇-〇〇〇〇

FAX 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

※ 刑事損害賠償命令申立書に記載した、住所・氏名に代わる事項

住所に代わる事項 代替住所 A

氏名に代わる事項 代替氏名 A

\*1 刑事損害賠償命令申立書と同時に提出する場合、事件番号の記入は不要である。

【例 3-4-3-2】

基本事件：令和〇〇年（損）第〇〇〇号

申立人（被害者） 代替氏名 A

相手方（被告人） 霞が関 太郎

秘匿事項届出書面

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地方裁判所第〇刑事部 御中

申立人（被害者）代理人弁護士 ○ ○ ○ ○ 印

申立人につき、次のとおり秘匿事項等を届け出ます。

郵便番号 〒102-8651<sup>\*1</sup>

住 所 東京都千代田区隼町4番2号

氏 名 九段下 花子 印

電話番号 090-〇〇〇〇-〇〇〇〇

FAX 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

※ 刑事損害賠償命令申立書に記載した、住所・氏名に代わる事項

住所に代わる事項 代替住所 A

氏名に代わる事項 代替氏名 A

\*1 閲覧等用秘匿事項届出書面は、提出済みの秘匿事項届出書面【書式3-4-3-1】の一部（網かけ部分）をマスキング処理して提出することを想定している。

【例34-4】

令和〇〇年（む）第〇〇〇〇号 秘匿決定の申立事件

（基本事件：令和〇〇年（損）第〇〇〇号 刑事損害賠償命令申立事件）

申立人（被害者） 代替氏名A

相手方（被告人） 霞が関 太郎

決 定

上記基本事件について、申立人から、住所及び氏名の秘匿決定の申立てがあったので、当裁判所は、この申立てを相当と認め、次のとおり決定する。

主 文

- 1 上記基本事件について、申立人の住所及び氏名を秘匿する。
- 2 申立人の住所に代わる事項を「代替住所A」と定める。
- 3 申立人の氏名に代わる事項を「代替氏名A」と定める。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地方裁判所第〇刑事部

裁判官 ○ ○ ○ ○

【例34-5】

基本事件：令和〇〇年（損）第〇〇〇号 刑事損害賠償命令申立事件<sup>\*1</sup>

申立人（被害者） 代替氏名A

相手方（被告人） 霞が関 太郎

収入  
印紙  
500円

秘匿事項記載部分の閲覧等制限の申立書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地方裁判所第〇刑事部 御中

申立人（被害者） 代替氏名A

上記当事者間の頭書事件につき、申立人は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付隨する措置に関する法律40条、民事訴訟法133条の2第2項に基づき、閲覧等制限の申立てをする。

申立ての趣旨

本件記録中の別紙秘匿事項記載部分目録記載の部分について、閲覧若しくは謄写、正本、謄本若しくは抄本の交付又は複製の請求をすることができる者を申立人に限るとの決定を求める。

申立ての理由

〇〇地方裁判所は、令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで、申立人の住所及び氏名に

\*1 刑事損害賠償命令申立書と同時に提出する場合、事件番号の記入は不要である。

つき、秘匿決定をした（令和〇〇年（む）第〇〇〇〇号 秘匿決定申立事件）<sup>\*2</sup>。

申立ての趣旨記載の部分には、申立人の住所及び氏名並びに申立人の住所を推知することができる事項が記載されている。【推知事項の内容及びそれが推知事項である理由を具体的に記載】【例】申立人の通院先の病院は、住所地から近接した場所に所在しており、病院名が明らかになることで、申立人の住所を推知することができるといえる。

よって、申立人は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律40条、民事訴訟法133条の2第2項に基づき、申立ての趣旨記載のとおり、閲覧等の制限決定をされたく、本申立てをする。

---

\*2 秘匿決定の申立てと同時に申し立てる場合には、「申立人は、〇〇地方裁判所に対し、令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで、申立人の住所及び氏名につき、秘匿決定を申し立てた。」というように、秘匿決定の申立てがある旨を記載する。

【例34-5】

(別紙)

秘匿事項記載部分目録<sup>\*3</sup>

(マスキングした書面を添付して特定する方法)

A第〇号証のうち、別添のマスキング部分のとおり

※ 秘匿事項記載部分をマスキングした書面を添付する。

---

\*3 文字で対象文書を特定する場合、目録には次のとおり記載することが考えられる。

「1 A第〇号証の記載 1

2 A第〇号証（令和〇〇年〇〇月〇〇日付け申立人陳述書）の〇頁〇行目の「また、」  
の次から同頁〇行目の「しかし、」の前まで」

【例34-6】

基本事件：令和〇〇年（損）第〇〇〇号 刑事損害賠償命令申立事件

申立人（被害者） 代替氏名A

相手方（被告人） 霞が関 太郎

収入

印紙

500円

秘匿事項記載部分の閲覧等制限の申立書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地方裁判所第〇刑事部 御中

申立人（被害者） 代替氏名A

上記当事者間の頭書事件につき、申立人は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律40条、民事訴訟法133条の2第2項に基づき、閲覧等制限の申立てをする。

申立ての趣旨

本件記録中の別紙秘匿事項記載部分目録記載の部分について、閲覧若しくは謄写、正本、謄本若しくは抄本の交付又は複製の請求をすることができる者を申立人に限るとの決定を求める。

申立ての理由

〇〇地方裁判所は、令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで、申立人の住所及び氏名に

つき、秘匿決定をした（令和〇〇年（む）第〇〇〇〇号 秘匿決定申立事件）\*1。

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け調査嘱託決定は、〇〇銀行における申立人の取引履歴に関するものであるから、申立ての趣旨記載の部分には、申立人の住所及び氏名並びにこれらを推知することができる事項が記載されている。

よって、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律40条、民事訴訟法133条の2第2項に基づき、申立ての趣旨記載のとおり、閲覧等の制限をされたく、本申立てをする。

---

\*1 秘匿決定の申立てと同時に申し立てる場合には、「申立人は、〇〇地方裁判所に対し、令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで、申立人の住所及び氏名につき、秘匿決定を申し立てた。」というように、秘匿決定の申立てがある旨を記載する。

【例34-6】

(別紙)

秘匿事項記載部分目録

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け調査嘱託決定に係る調査結果の報告が記載された書面

※ 調査結果の報告が記載された書面が裁判所に到着した後、速やかに、①当該書面のうち、申立人の住所及び氏名並びにこれらを推知することができる事項が記載された部分を特定した書面、及び②犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付隨する措置に関する規則34条、民事訴訟規則52条の11第3項所定の書面を裁判所に提出します。

【例34-7】

令和〇〇年（む）第〇〇〇〇号 秘匿事項記載分の閲覧等制限申立事件

基本事件：令和〇〇年（損）第〇〇〇号 刑事損害賠償命令申立事件

申立人（被害者） 代替氏名A

相手方（被告人） 霞が関 太郎

秘匿事項記載部分の閲覧等制限の申立訂正書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地方裁判所第〇刑事部 御中

申立人（被害者） 代替氏名A

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け秘匿事項記載部分の閲覧等制限の申立書の申立ての趣旨及び理由を、次のとおり訂正する。

申立ての趣旨

本件記録中の別紙秘匿事項記載部分目録記載の部分について、閲覧若しくは謄写、正本、謄本若しくは抄本の交付又は複製の請求をすることができる者を申立人に限るとの決定を求める。

申立ての理由

〇〇地方裁判所は、令和〇〇年〇〇月〇〇日付で、申立人の住所及び氏名に

つき、秘匿決定をした（令和〇〇年（む）第〇〇〇〇号 秘匿決定申立事件）\*1。

申立ての趣旨記載の部分には、申立人の氏名並びに秘匿事項（住所及び氏名）を推知することができる以下の事項が記載されている。【推知事項の内容及びそれが推知事項である理由を具体的に記載】

【例】

① 支店名・支店番号

同支店は、申立人の住所地から近接した場所に所在しており、支店名が明らかになることで、申立人の住所を推知することができるといえる。

② 口座番号

同口座番号への振込をする際に、名義人である申立人の氏名が表示されるおそれがあり、申立人の氏名を推知することができるといえる。

よって、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律40条、民事訴訟法133条の2第2項に基づき、申立ての趣旨記載のとおり、閲覧等の制限をされたく、本申立てをする。

---

\*1 秘匿決定前に申し立てる場合には、「申立人は、〇〇地方裁判所に対し、令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで、申立人の住所及び氏名につき、秘匿決定を申し立てた。」というように、秘匿決定の申立てがある旨を記載する。

【例34-7】

(別紙)

秘匿事項記載部分目録<sup>\*2</sup>

(マスキングした書面を添付して特定する方法)

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け調査嘱託決定に係る調査結果の報告が記載された書面のうち、別添のマスキング部分のとおり  
※ 秘匿事項記載部分をマスキングした書面を添付する。

---

\*2 文字で対象文書を特定する場合、目録には次のとおり記載することが考えられる。  
「令和〇〇年〇〇月〇〇日付け調査嘱託決定に係る調査結果の報告がされた書面のうち、  
(1) 支店名欄及び支店番号欄  
(2) 口座番号欄  
(3) 令和〇〇年〇〇月〇〇日の取引の摘要欄記載の支店名」

【例34-8】

令和〇〇年（む）第〇〇〇〇号 秘匿事項記載部分の閲覧等制限申立事件

（基本事件：令和〇〇年（損）第〇〇〇号 刑事損害賠償命令申立事件）

申立人（被害者） 代替氏名A

相手方（被告人） 霞が関 太郎

決 定

上記基本事件について、申立人から、秘匿事項記載部分の閲覧等制限の申立て  
があったので、当裁判所は、この申立てを相当と認め、次のとおり決定する。

主 文

本件記録中の別紙秘匿事項記載部分目録記載の部分については、閲覧若し  
くは謄写、正本、謄本若しくは抄本の交付又は複製の請求をすることができ  
る者を申立人に限る。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地方裁判所第〇刑事部

裁判官 ○ ○ ○ ○

(別紙)

## 秘匿事項記載部分目録<sup>\*1</sup>

(マスキングした書面を添付して特定する方法)

A第〇号証のうち、別添のマスキング部分のとおり

※ 秘匿事項記載部分をマスキングした書面を添付する。

---

\*1 文字で対象文書を特定する場合、目録には次のとおり記載することが考えられる。

「1 A第〇号証の記載 1

2 A第〇号証（令和〇〇年〇〇月〇〇日付け申立人陳述書）の〇頁〇行目の「また、」  
の次から同頁〇行目の「しかし、」の前まで」

【例34-9】

基本事件：令和〇〇年（損）第〇〇〇号 刑事損害賠償命令申立事件

申立人（被告人） 霞が関 太郎

相手方（被害者） 代替氏名A

秘匿決定取消申立書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地方裁判所第〇刑事部 御中

申立人（被告人） 霞が関 太郎 

上記当事者間の頭書事件につき、申立人は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律40条、民事訴訟法133条の4第1項に基づき、秘匿決定の取消しの申立てをする。

申立ての趣旨

〇〇地方裁判所令和〇〇年（む）第〇〇〇〇号秘匿決定の申立事件（基本事件：令和〇〇年（損）第〇〇〇号 刑事損害賠償命令申立事件）について、令和〇〇年〇〇月〇〇日にした秘匿決定は、これを取り消すとの決定を求める。

申立ての理由

〇〇地方裁判所は、申立ての趣旨記載の秘匿決定をした。

しかし、【具体的な理由を記載】申立人に実際の住所や氏名を知られたところで、社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあるとはいえない。

よって、申立人は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律40条、民事訴訟法133条の4第1項に基づき、申立ての趣旨記載のとおり、秘匿決定の取消しの決定をされたく、本申立てをする。

#### 疎明資料

- 1 保護命令申立て却下決定副本 1通
- 2 示談書 1通
- 3 陳述書（知人） 1通
- 4 陳述書（同僚） 1通

【例34-10】

令和〇〇年（む）第〇〇〇〇号 秘匿決定取消申立事件

（基本事件：令和〇〇年（損）第〇〇〇号 刑事損害賠償命令申立事件）

決 定

申立人（被告人） 霞が関 太郎

相手方（被害者） 代替氏名A

上記基本事件について、申立人から、秘匿決定取消しの申立てがあったので、当裁判所は、この申立てを相当と認め、次のとおり決定する。

主 文

当裁判所が、当庁令和〇〇年（む）第〇〇〇〇号秘匿決定の申立事件（基本事件：令和〇〇年（損）第〇〇〇号 刑事損害賠償命令申立事件）について、令和〇〇年〇〇月〇〇日した秘匿決定は、これを取り消す。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地方裁判所第〇刑事部

裁判官 ○ ○ ○ ○

【例34-11】

基本事件：令和〇〇年（損）第〇〇〇号 刑事損害賠償命令申立事件

申立人（被告人） 霞が関 太郎

相手方（被害者） 九段下 花子

収入  
印紙  
500円

閲覧等制限決定の取消申立書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地方裁判所第〇刑事部 御中

申立人（被告人） 霞が関 太郎 ㊞

上記当事者間の頭書事件につき、申立人は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律40条、民事訴訟法133条の4第1項に基づき、閲覧等制限決定の取消しの申立てをする。

申立ての趣旨

〇〇地方裁判所令和〇〇年（む）第〇〇〇〇号秘匿事項記載部分の閲覧等制限の申立事件（基本事件：令和〇〇年（損）第〇〇〇号 刑事損害賠償命令申立事件）について、令和〇〇年〇〇月〇〇日にした閲覧等制限決定は、これを取り消すとの決定を求める。

申立ての理由

〇〇地方裁判所は、令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで相手方の住所及び氏名につき秘匿決定をした（令和〇〇年（む）第〇〇〇〇号 秘匿決定申立事件）が、同

決定は、令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで全部取り消され、令和〇〇年〇〇月〇〇日確定した（令和〇〇年（む）第〇〇〇〇号 秘匿決定取消申立事件）。

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付隨する措置に関する法律40条、民事訴訟法133条の2第2項に基づく申立ての趣旨記載の閲覧等制限決定は、上記秘匿決定の取消しによりその要件を欠くので、取り消されるべきものである。

よって、申立人は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付隨する措置に関する法律40条、民事訴訟法133条の4第1項に基づき、申立ての趣旨記載のとおり、閲覧等制限決定の取消しの決定をされたく、本申立てをする。

【例34-12】

令和〇〇年（む）第〇〇〇〇号 閲覧等制限決定の取消申立事件  
(基本事件：令和〇〇年（損）第〇〇〇号 刑事損害賠償命令申立事件)

決 定

申立人（被告人） 霞が関 太郎  
相手方（被害者） 九段下 花子

上記基本事件について、申立人から、閲覧等制限決定の取消しの申立てがあったので、当裁判所は、この申立てを相当と認め、次のとおり決定する。

主 文

当裁判所が、当庁令和〇〇年（む）第〇〇〇〇号秘匿事項記載部分の閲覧等制限の申立事件（基本事件：令和〇〇年（損）第〇〇〇号 刑事損害賠償命令申立事件）について、令和〇〇年〇〇月〇〇日にした閲覧等制限決定は、これを取り消す。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地方裁判所第〇刑事部

裁判官 ○ ○ ○ ○

【例34-13】

基本事件：令和〇〇年（損）第〇〇〇号 刑事損害賠償命令申立事件

申立人（被告人） 霞が関 太郎

相手方（被害者） 代替氏名A

収入

印紙

500円

閲覧等制限部分の閲覧等の許可申立書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地方裁判所第〇刑事部 御中

申立人（被告人） 霞が関 太郎 (印)

申立人は、上記当事者間の頭書事件について、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律40条、民事訴訟法133条の4第2項に基づき、同法133条の2【第1項／第2項】【又は133条の3】の規定により閲覧等が制限された部分につき次のとおり閲覧等の請求の許可を申し立てる。

申立ての趣旨

本件記録中の別紙閲覧等制限部分目録記載の部分について、申立人が閲覧等の請求をすることを許可するとの決定を求める。

申立ての理由

〇〇地方裁判所は、別紙閲覧等制限部分目録記載の閲覧等制限の決定をした。

しかし、同目録記載の部分には、【内容】<sup>\*1</sup>が記載されており、これは、【具体的な理由を記載】であるから、これを閲覧等することができなければ、申立人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがある。

よって、申立人は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るために刑事手続に付随する措置に関する法律40条、民事訴訟法133条の4第2項に基づき、申立ての趣旨記載のとおり、閲覧等の請求をすることを許可されたく、本申立てをする<sup>\*2</sup>。

---

\*1 申立人が記載可能な範囲で、抽象的な内容を記載することになる。

\*2 対象箇所は本案事件において、争われるなどしているはずであり、疎明資料が提出されることは通常想定されない。

【例34-13】

(別紙)

閲覧等制限部分目録

〇〇地方裁判所が、令和〇〇年（む）第〇〇〇〇号秘匿事項記載部分の閲覧等制限の申立事件について、令和〇〇年〇〇月〇〇日に閲覧等制限の決定をした下記の部分

記

- 1 A第〇号証（診断書）の病院名記載部分
- 2 A第〇号証（令和〇〇年〇〇月〇〇日付け申立人陳述書）の〇頁〇行目の「また、」の次から同頁〇行目の「しかし、」の前まで

【例34-14】

令和〇〇年（む）第〇〇〇〇号 秘匿決定等による閲覧等制限部分の閲覧等の許可  
申立事件

（基本事件：令和〇〇年（損）第〇〇〇号 刑事損害賠償命令申立請求事件）

決 定

申立人（被告人） 霞が関 太郎  
相手方（被害者） 代替氏名A

上記基本事件について、申立人から、閲覧等制限部分に対する閲覧等の許可の申立てがあったので、当裁判所は、この申立てを相当と認め、次のとおり決定する。

主 文

本件記録中の別紙閲覧等制限部分目録記載の部分について、申立人が閲覧等を請求することを許可する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地方裁判所第〇刑事部

裁判官 ○ ○ ○ ○

(別紙) \*1

## 閲覧等制限部分目録

〇〇地方裁判所が、令和〇〇年（む）第〇〇〇〇号秘匿事項記載部分の閲覧等制限の申立事件について、令和〇〇年〇〇月〇〇日に閲覧等制限の決定をした下記の部分

### 記

- 1 A第〇号証（診断書）の病院名記載部分
- 2 A第〇号証（令和〇〇年〇〇月〇〇日付け申立人陳述書）の〇頁〇行目の「また、」の次から同頁〇行目の「しかし、」の前まで

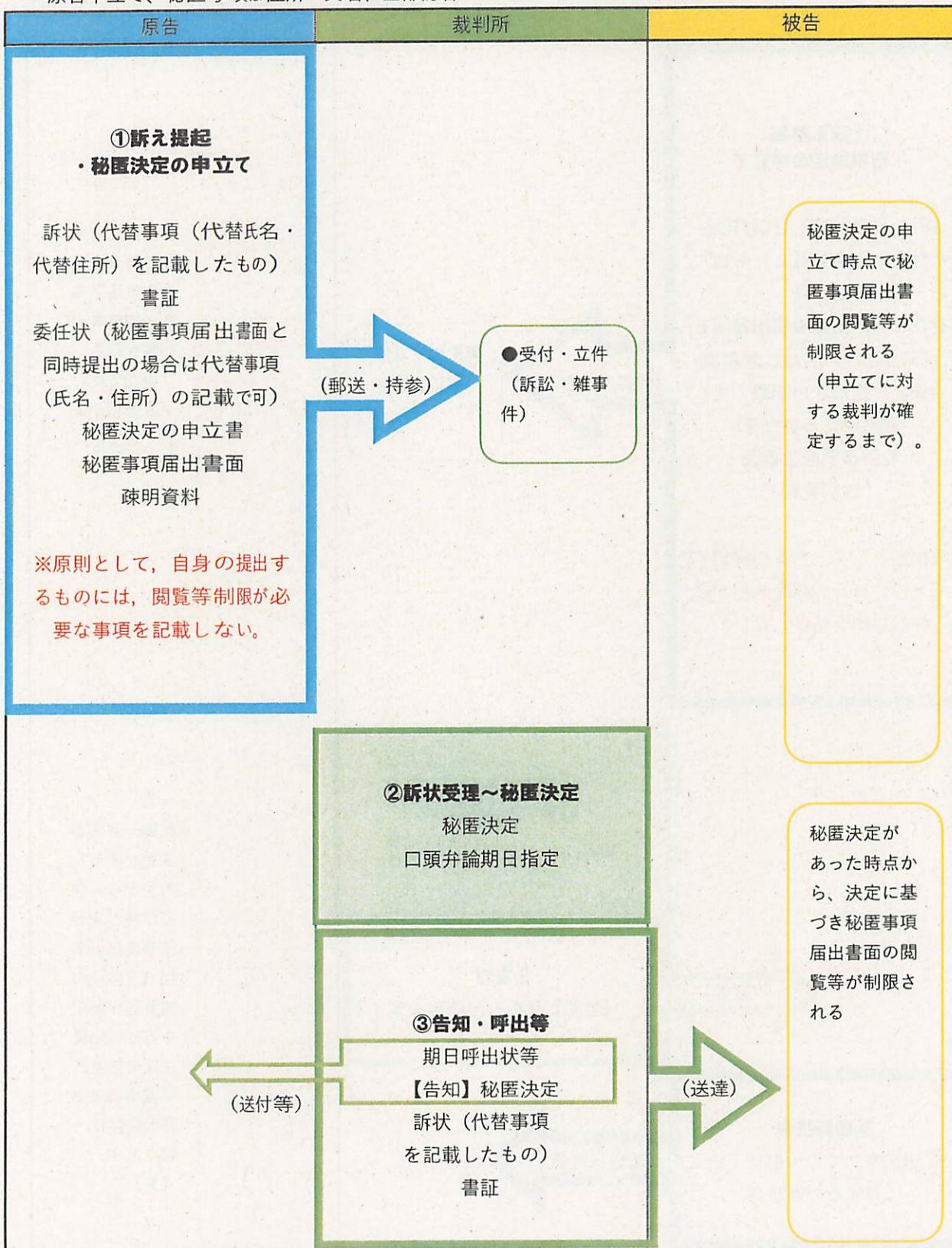
---

\*1 申立書の別紙として当事者が提出した閲覧等制限部分目録の写しを利用し、これを決定書の別紙として使用することを想定している。

【図3】(秘匿事務フロー)

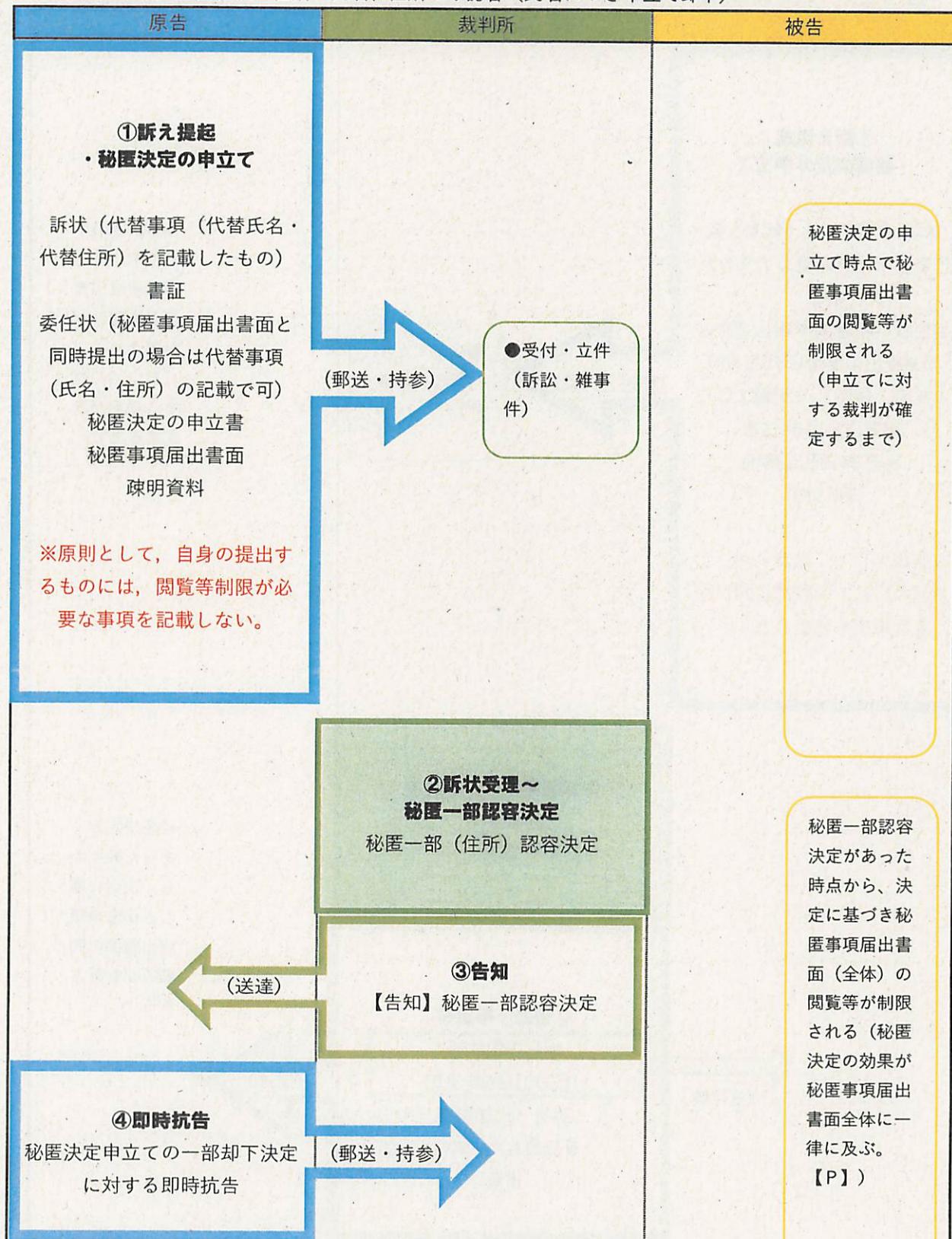
フロー1－1 【秘匿決定の申立て（民訴法133条1項）】

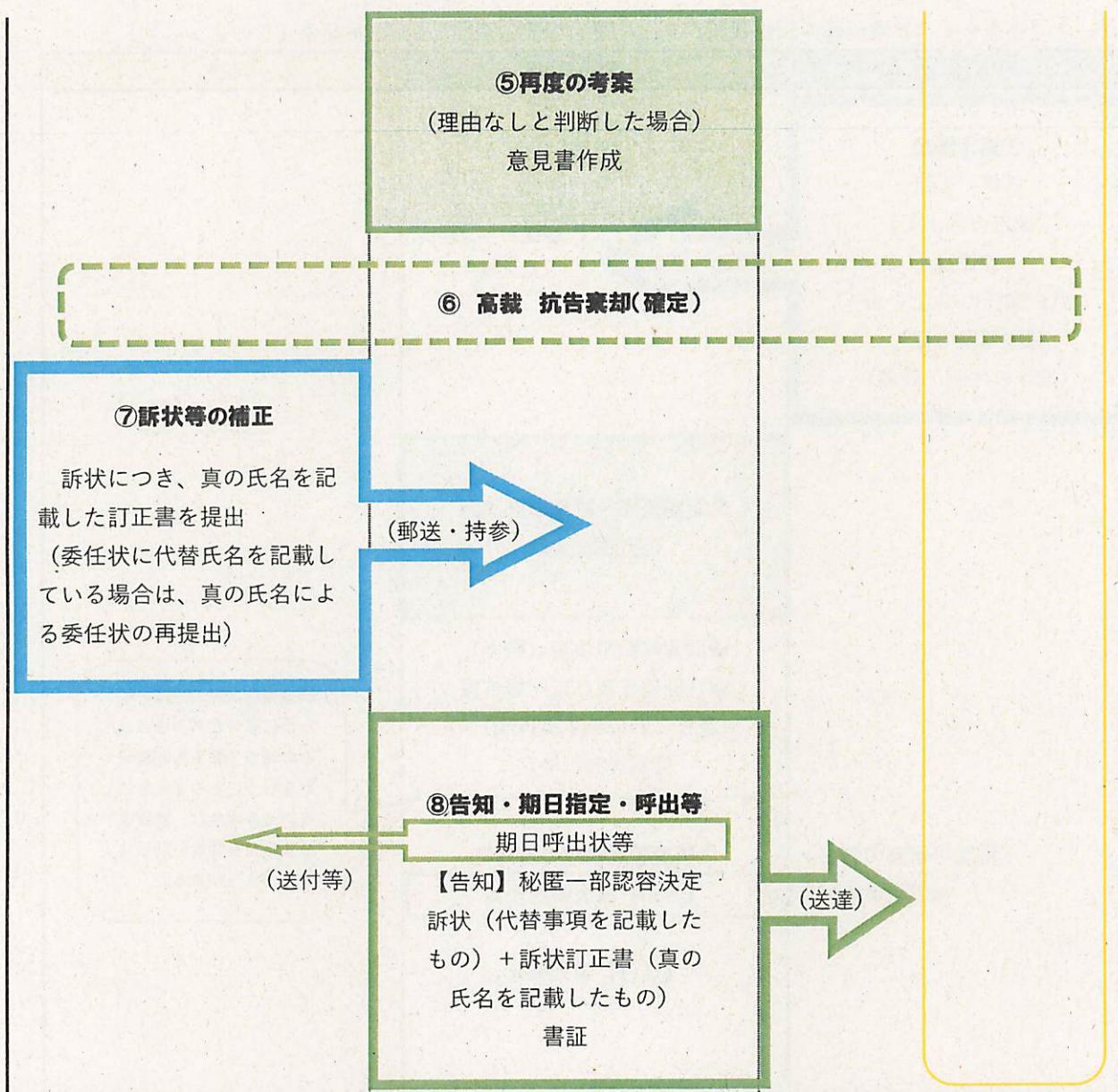
原告申立て、秘匿事項は住所・氏名、全部認容



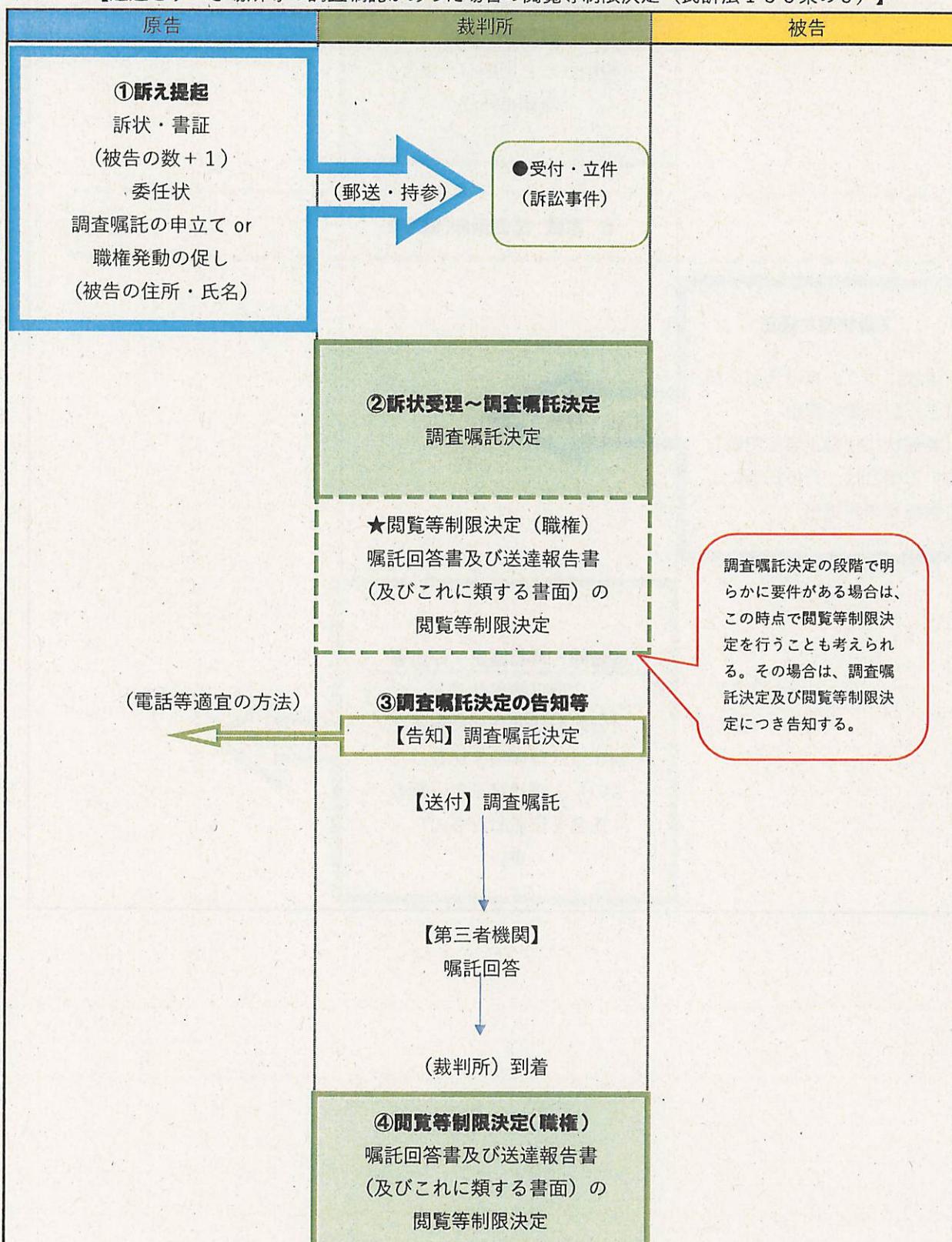
## フロー 1-2 【秘匿決定の申立て（民訴法 133条1項）】

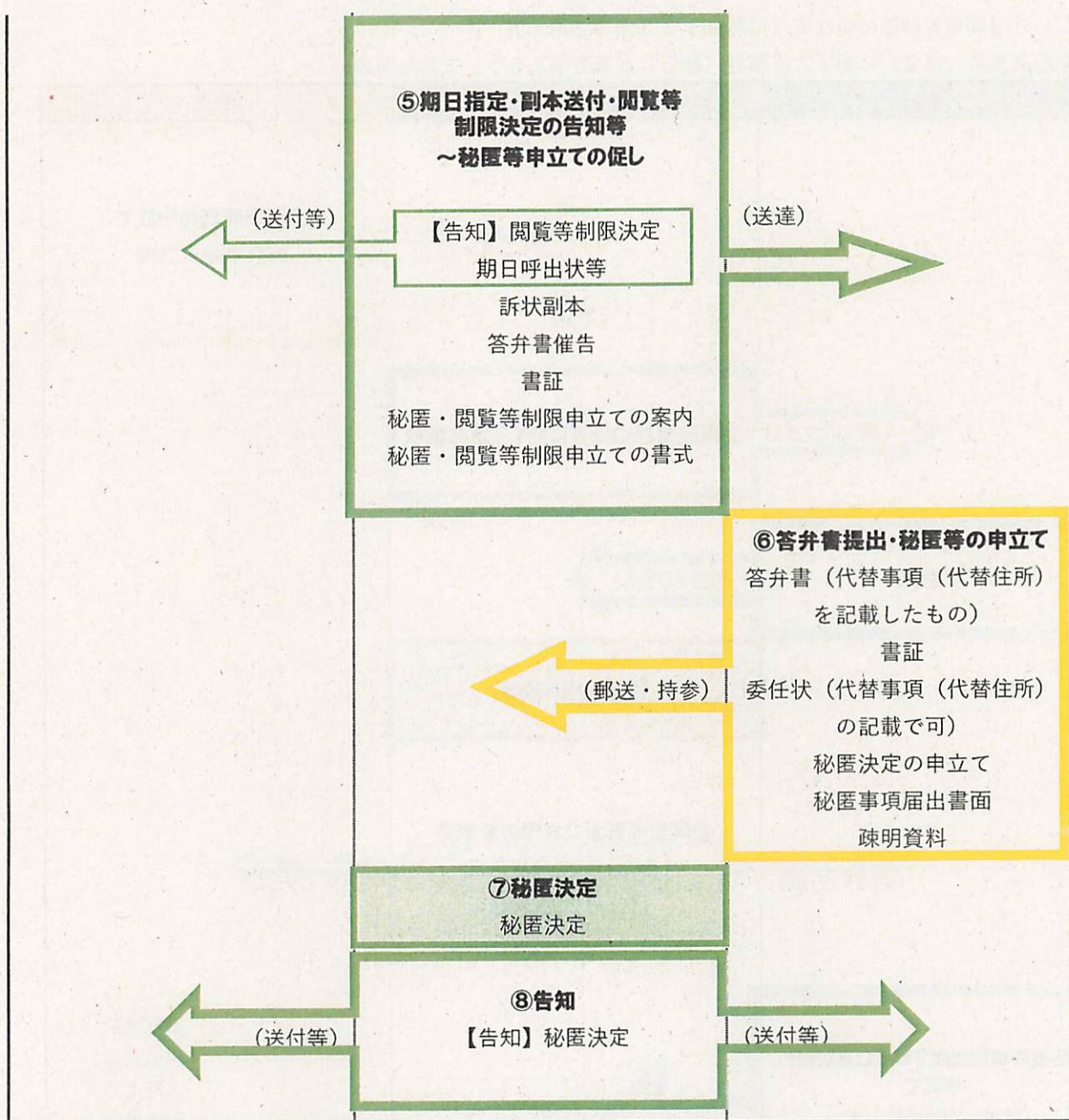
原告申立て、秘匿事項は住所・氏名、住所のみ認容（氏名につき申立て却下）





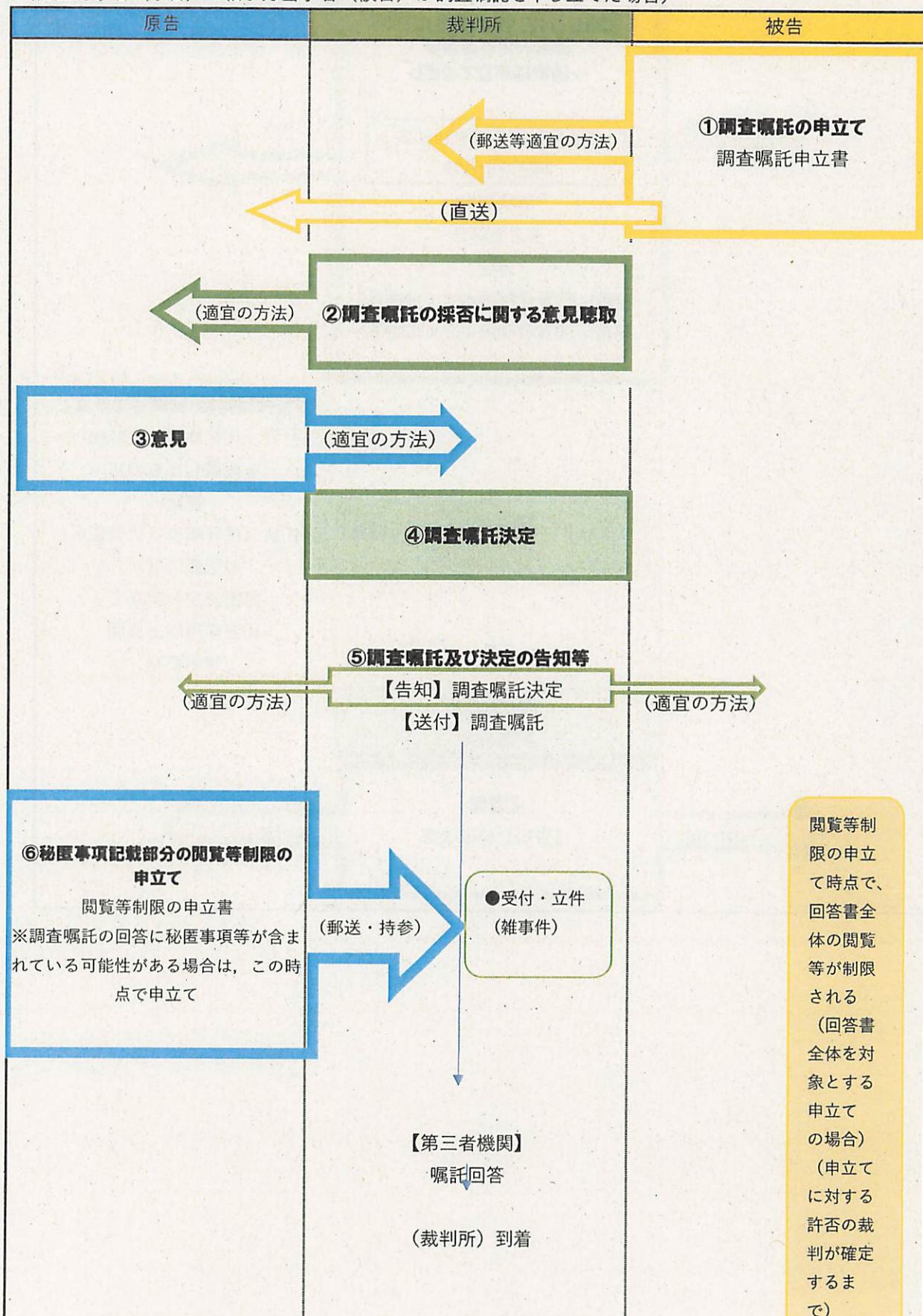
フロー2【送達をすべき場所等の調査嘱託があった場合の閲覧等制限決定（民訴法133条の3）】

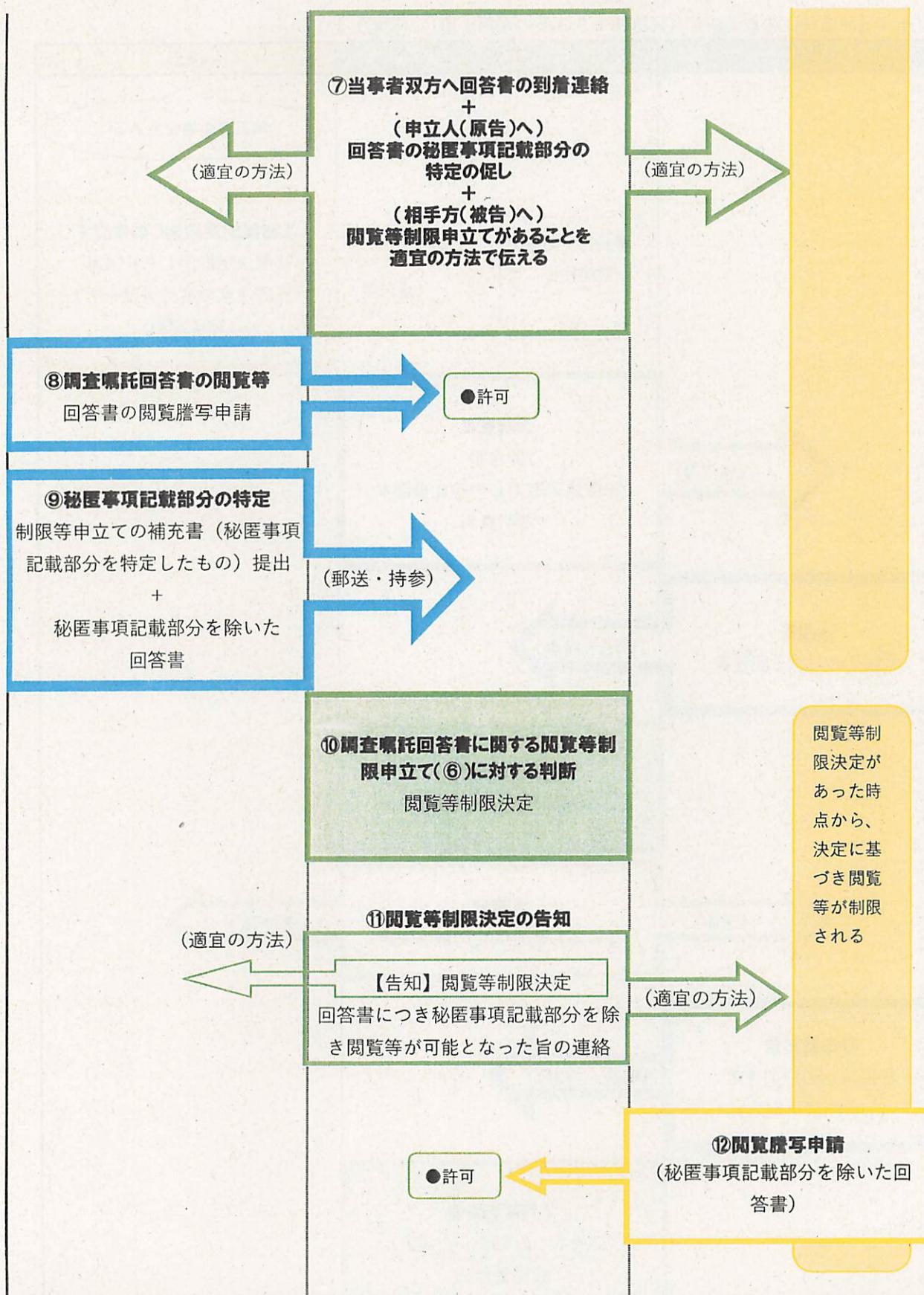




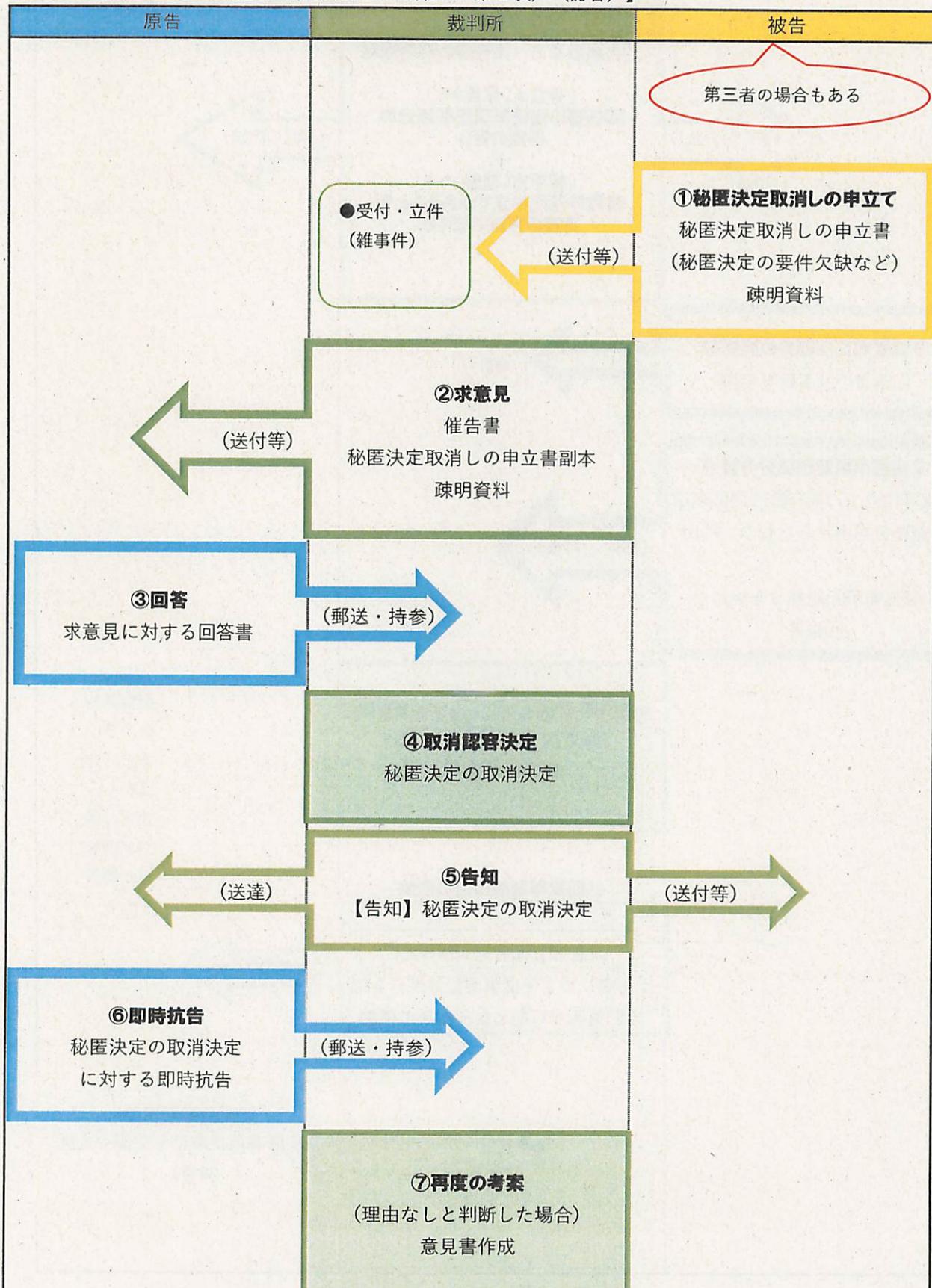
## フロー3 【閲覧等制限の申立て（民訴法133条の2第2項）】

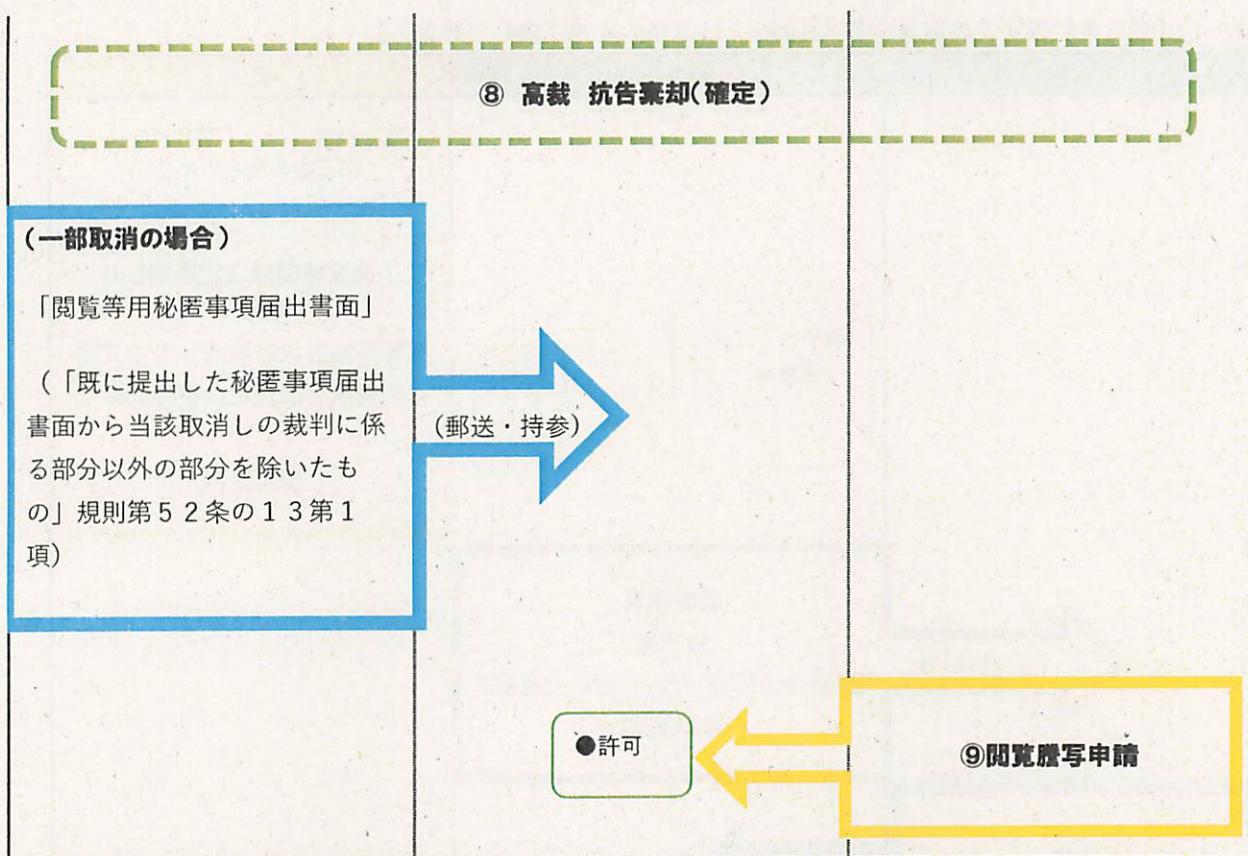
(秘匿対象者（原告）の相手方当事者（被告）が調査嘱託を申し立てた場合)



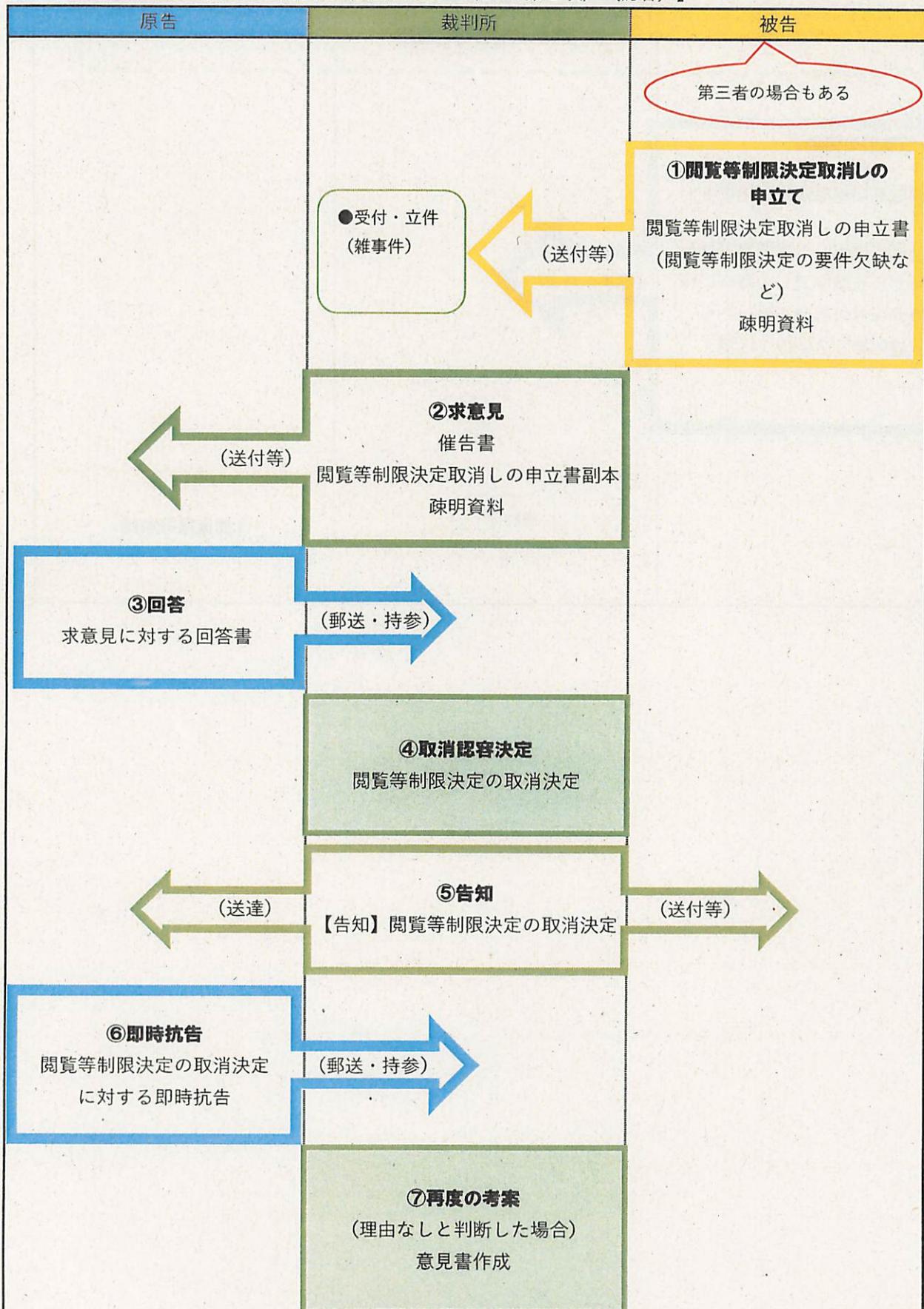


フロー4 【秘匿決定の取消決定（民訴法133条の4第1項）（認容）】





フロー5 【閲覧等制限決定の取消決定（民訴法133条の4第1項）（認容）】



**(一部許可の場合)**

対象文書につき場合分け

- 秘匿事項届出書面の場合  
「閲覧等用秘匿事項届出書面」  
(規則52の13条第1項)

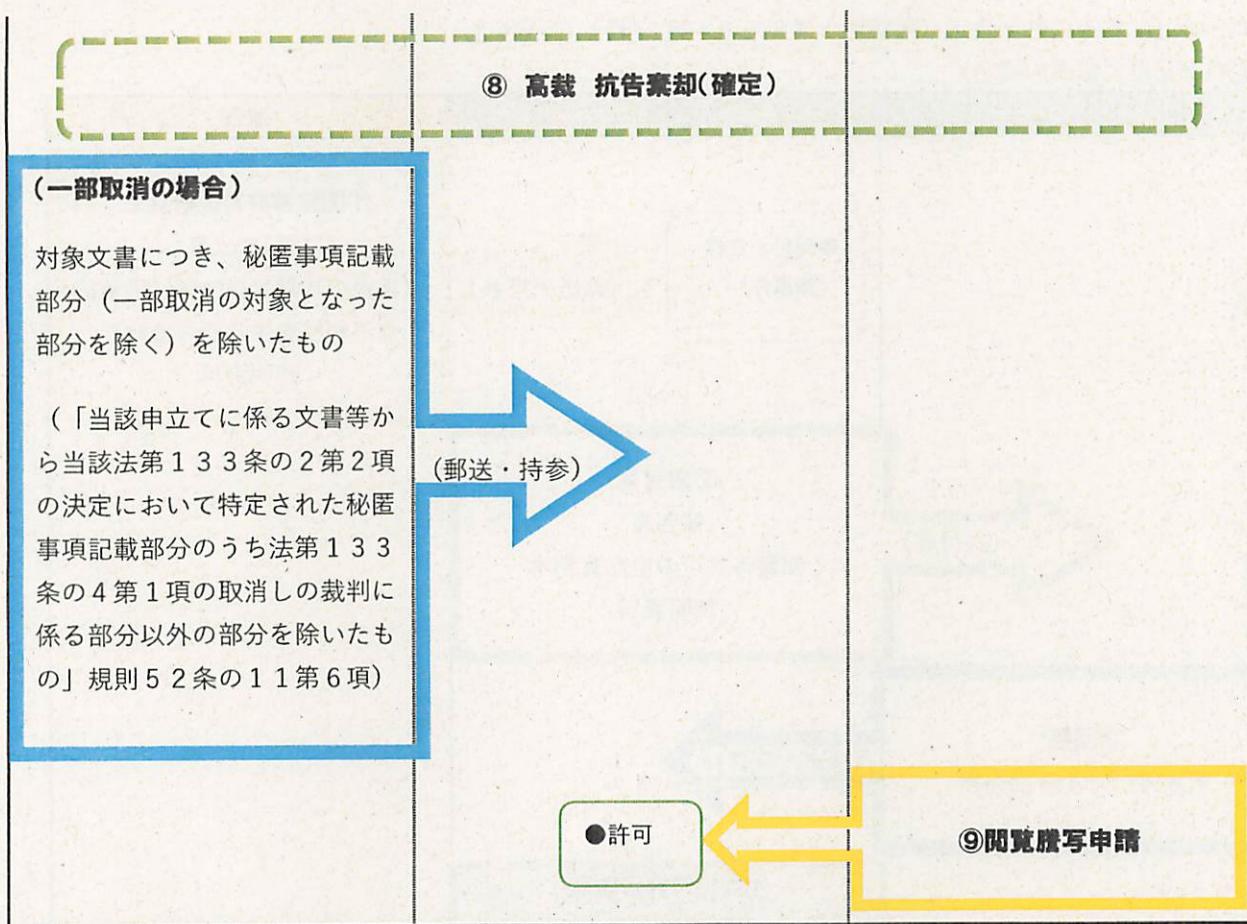
- 秘匿事項届出書面以外  
対象文書につき、秘匿事項記載部分（一部許可の対象となった部分を除く）を除いたもの  
(規則52の11第6項)

(郵送・持参)

●許可

⑨閲覧證写申請





フロー 6 【閲覧等の許可決定（民訴法 133条の4第2項）（認容）】

（原告が秘匿対象者の場合）

